



関西広域連合への企業からの要望事項

～「関西における望ましい広域行政のあり方検討会 報告書」における先行項目～

報告書の背景

- ・関経連では、2020年11月に提言「コロナ禍を踏まえた分権・分散型社会の構築に向けて～関西広域連合設立10年を振り返って～」を公表した。今後 10 年で関西広域連合が果たすべき役割として、①企画調整機能の強化、②広域行政の深化と拡張、③国からの権限移譲の受け皿となる体制作り・地方分権改革の新たな手法の推進、の3点を示し、そのために必要な制度設計として、構成府県市からの事務・権限・予算の移管や本部事務局の機能強化、国に対する要請権の行使等の改革を提案した。
- ・提言で述べた「関西広域連合が具体的に取り組む分野例」を深掘りするため、活動の一環として2021年6～7月に会員企業にアンケートを実施し、国から地方への権限移譲や広域行政に対するニーズを調査した。
- ・その結果、府県・市町村ごとの様式の違いやデジタル化の遅れ等による行政手続きの煩雑さなどによって、企業のコスト増大や活動の妨げとなっていることが明らかとなった。関西のビジネス環境の向上、住民の暮らしの向上に資する取組みの一つとして、以下のとおり要望する。組織改革に加え、こうした企業のニーズを踏まえた具体的な実績を積み上げることが期待する。

<本資料について>

- ・アンケートでは多数のニーズが挙げられ、報告書では計50項目を要望しているが、本資料では、特にニーズが高く、早急に（2022年度に）関西広域連合に取り組んで頂きたい先行項目を記載している。（報告書では右記ペンギンのマークにて表示）
- ・各項目のページ数は、報告書本文での掲載ページを示している。 [] は、企業の声。



I. 関西広域連合への分野別要望事項(抜粋)

以下の分類は、2020年11月の提言「コロナ禍を踏まえた分権・分散型社会構築に向けて～関西広域連合の設立10年を振り返って～」に沿って整理している。

1. 自治体ごとに異なる申請書類の様式統一、行政デジタル化推進の関西における司令塔

【新しい課題に横断的に取り組む例】

○競争入札参加資格申請の様式統一・電子化(報告書P6、要望1)

- ・自治体によって様式が異なり、紙での申請が多いため、様式管理や運用が煩雑。様式統一、電子化を進めて頂きたい。
- ・関西広域連合域内の市町村へ毎年100件以上申請している。同じ書類を添付しているので関西広域連合に一本化できれば効率的。
- ・自治体ごとに個別に申請するところと、複数の自治体を一つの申請で賄えるところがある。同じ形式で関西広域連合でまとめて申請できれば効率化が図れる。(建設、運輸・通信ほか)

【効果】国の規制改革推進会議の資料(※)によれば、入札・契約の総手続き件数は**全国で約25万件**。**様式統一により、企業担当者の作業時間の20% (23万時間、金額換算で6億円) の削減が見込まれる。**

【参考】会員企業へのヒアリングによれば、道路占用許可申請に要する作業時間は1件当たり2～5.7時間程度。
また、申請件数は、大阪市で40,993件(2005年度)、神戸市で14,533件(2020年度)。
過去には、全国(国道、都道府県道、市町村道の計)で100万件超に上るとの推計もある。

○道路占用許可申請の様式統一・電子化(報告書P7、要望2)

- ・自治体についてはほぼ紙ベースでの申請であり、かつ様式も自治体ごとに異なる。常に最新版を使用するために、毎回、自治体のHPからダウンロードしているのが現状である。様式が統一されれば、申請の手間・コストが低減できると考えられる。(不動産、運輸・通信ほか)

○保育所等の入所申請の際に必要な就労証明書の様式統一・電子化(報告書P7、要望3)

- ・就労証明は自治体により様式が微妙に異なるため、従業員の居住地の数だけ管理が必要。紙ベースで手書きしなければならないところもある。大半で押印が必要。(金融・保険、建設)

【効果】規制改革推進会議の資料によれば、就労証明書の総手続き件数は**全国で約246万件**。**様式統一により作業時間の30% (164万時間、金額換算で42億円) の削減が見込まれる。**

○自治体への各種手数料等の支払いについて、証紙の廃止、キャッシュレス化(報告書P10、要望4)

- ・自治体への申請費用の支払いは現金や証紙。消防関係の費用は特に高額であり、社内で保有する現金の8割を占め、リスクが高い。振込などキャッシュレス化を進めて頂きたい。(製造)

※…規制改革推進会議 行政手続部会「行政手続きコスト削減に向けて」(2019年7月改定)。同資料によれば、1件当たりの作業時間は、入札・契約で4.5時間、就労証明書で2.3時間。2017年の規制改革推進会議において、「行政手続きコスト(事業者の作業時間)の20%以上の削減」を決定。1人当たり人件費に作業時間を乗じて効果が算出されている。

2. 広域での情報発信の強化・一元化【企画調整機能強化の例】

○防災に関する情報発信の関西広域連合での一元化(報告書P12、要望10)

- ・災害時など、河川の水位の情報は河川の管理者(近畿地方整備局、府県、市町村等)、ハザードマップ・避難所に関する情報は各市町村、とバラバラに発信されているため、それぞれのHPを確認しなければならない。情報を関西広域連合で一元化して発信していただきたい。視聴者に漏れなく情報が伝えられるようになる。(その他サービスほか)

○産業関連の補助金情報の関西広域連合での一元化(報告書P12、要望12)

- ・国、都道府県、市町村でそれぞれ似たような補助金制度があり、情報はバラバラに発信されているためわかりにくい。関西広域連合で情報を一元化し、補助金の種類や用途で検索が可能になれば、活用が進むのではないかと。(製造ほか)

3. 自治体資源の共有、広域化【広域行政深化の例】

○関西圏内の公立大学同士による、さらなる単位互換制度の実施(報告書P14、要望19)

- ・関西圏内の公立大学において、語学や教養科目も含めて単位互換を実施すれば、関西全体の公立大学の価値が向上するのではないかと。(建設)

4. 国からの権限移譲と総合行政としての機能強化

○2以上の府県にまたがるために国出先機関(国土交通省 近畿地方整備局)の権限となっている建設業許可の関西広域連合への移譲(報告書P16、要望26)

- ・建設業許可の取得は、大臣許可の場合は90日程度かかるが、都道府県知事許可の場合は30日程度で取得できる。関西広域連合に移譲すれば、申請業務の円滑化・効率化につながるのではないかと。(運輸・通信)

○鉄道バリアフリー工事等への補助(国も含む)に対する関西広域での調整(報告書P16、要望27)

- ・鉄道駅のバリアフリー工事などは、国土交通省、自治体、事業者が3分の1ずつ負担する仕組みとなっており、事業者は来年度計画について国交省と自治体の双方からバラバラに調査を受ける。国で予算がついても自治体でつかず、実現しない場合もある。広域都市圏の利用者すべての利益になるものであり、決定権と予算を関西広域連合に集中し、優先順位をつけて整備していくことが理想。(運輸・通信)

II. コロナ対応に関する要望事項(抜粋)

○府県の垣根を越えた、経済圏・生活圏に応じた一体的な対応(報告書P22、要望45)

- ・休業要請や外出自粛要請の基準が自治体ごとに微妙に異なるため、店舗の営業の判断や、従業員の通勤に関する対応に苦慮している。会社としては統一した取組み、指針を明示して感染予防対策を講じていくことが必要であるが、事業所が所在する地域が複数の自治体となっていることから、会社の取組と自治体の基準とが必ずしも一致しない。(例:生活必需品の定義が都道府県ごとに微妙に異なり、書店が営業できる店舗とできない店舗があった。)(小売、運輸・通信、製造、ほか)

○関西広域連合への法的位置づけ・役割の付与を国に求めること(報告書P22、要望46)

- ・府県単位・関西広域連合単位でコロナ対応の振り返りを行い、できなかったことの中で関西広域連合が権限をもち主体となれば解決する・効率的となる事項を検討頂きたい。関西広域連合で一体的に資源を活用して今後のコロナ対応等を行ってほしい。(運輸・通信ほか)



地方分権改革・広域行政に関する企業から国への要望事項

～「関西における望ましい広域行政のあり方検討会 報告書」先行項目～

報告書の背景

- ・ 関経連では、2020年11月に提言「コロナ禍を踏まえた分権・分散型社会の構築に向けて～関西広域連合設立10年を振り返って～」を公表し、わが国全体としての分権・分散型社会の構築に向けて必要な施策などを提案した。
- ・ 提言の深掘りのため、2021年6～7月にかけて会員企業にアンケートを実施し、国から地方への権限移譲や広域行政に対するニーズを調査した。
- ・ その結果、府県・市町村ごとの様式の違いやデジタル化の遅れ等による行政手続きの煩雑さなどによって、企業のコスト増大や活動の妨げとなっていることが明らかとなった。関西のビジネス環境の向上、住民の暮らしの向上に資する取組みを以下のとおり要望する。

<本資料について>

- ・ アンケートでは多数のニーズが挙げられ、報告書では計50項目を提案しているが、本資料では特にニーズが高く、早急に（2022年度に）国に取り組んで頂きたい先行項目のみ記載している。（報告書では右記ペンギンのマークにて表示）
- ・ 各項目のページ数は、報告書本文での掲載ページを示している。 [] は、企業の声。



I. 地域の裁量拡大に関する要望事項(抜粋)

① 2以上の府県にまたがるために国出先機関の権限となっているものの関西広域連合への移譲

○建設業許可の関西広域連合への移譲(国土交通省 地方整備局) (報告書P18、要望33)

- ・ 建設業許可の取得は、大臣許可の場合は90日程度かかるが、都道府県知事許可の場合は30日程度で取得できる。申請に必要な書類・手続きは同じであり、営業所が府県をまたぐかどうかで申請先が異なる。関西広域連合に移譲すれば、申請業務の円滑化・効率化につながるのではないかと。(運輸・通信)

② 都道府県への権限移譲

○超高層建築物等の建設に必要な国土交通大臣の認可の撤廃または緩和(国土交通省) (報告書P19、要望37)

- ・ 超高層(60m以上)や免震等の建築物の建設には、国土交通大臣認定(指定認定機関の専門家による審査)が必要であり、順番待ちとなっている。審査のためには、東京での打合せも必要。60mを超す建築物は都市部では多数あり、時代に合わないのでは。通常の建築物と同じように、都道府県等での建築確認申請となれば、許認可にかかる期間が短縮でき、開発が進む(不動産、鉄道)

○酒類販売免許(税務署)やたばこ小売販売業許可(財務局)の権限の都道府県知事への移譲(報告書P19、要望39)

- ・ スーパーマーケットの営業に関する許可や届出の申請先は都道府県知事や保健所であるが、酒類販売免許やたばこ小売販売業の許可については、国への申請が必要。自治体に権限を移譲すれば、企業側の業務効率化が図れ、自治体としてもトータルで把握できるのではないかと。(小売)

③ 国・自治体の双方から補助金の交付を受けている事業について窓口の自治体への一本化と関西広域連合への財源の移譲

○交通や都市開発に関する各種補助金申請について、国庫補助も含めて窓口を自治体に一元化(報告書P20、要望40)

- ・ 鉄道駅のバリアフリー工事などは、国土交通省、自治体、事業者が3分の1ずつ負担する仕組みとなっており、事業者は来年度計画について国交省と自治体の双方から調査を受けるが、調査の方法や時期等がバラバラであり、双方との調整が必要。国で予算がついても自治体でつかず、実現しない場合もある。窓口を自治体に一本化できると効率的である。広域都市圏の利用者すべての利益になるものであり、決定権と予算を関西広域連合に集中し、優先順位をつけて整備していくことが理想。(運輸・通信)

II. 行政のデジタル化に向けた要望事項

○自治体間で異なる様式の統一、行政手続きの電子化に向けた支援(報告書P20、要望43)

- ・ 競争入札参加資格申請の様式統一(報告書P6)
- ・ 道路等の占用許可申請の様式統一(報告書P7)
- ・ 保育所入所等に必要な就労証明の様式統一(報告書P7)

上記3点の申請書類については、業種に関わらず、統一して欲しいという企業の声が多く聞かれた。国から統一に向けた通知が出されているものもあり、必要なシステム改修等に対して国からも財政的支援を行い、統一を進めて頂きたい。

- ・ 入札参加資格申請については、申請頻度が高く、各自治体によって様式が異なり、紙ベースでの申請が多いため、様式管理や運用が煩雑。様式統一、押印廃止を進めて頂きたい。関西広域連合域内の市町村へ毎年100件以上申請している。(建設、運輸・通信)

III. コロナ対応に関する要望事項

○政策決定プロセスへの地方の参画(報告書P23、要望48)

緊急事態宣言の発出・解除といった重要事項を国が決定する際には、地方自治体の意見聴取を行うことを政策決定のプロセスに明確に位置づけることが必要。

○広域ブロックの役割の明確化(報告書P23、要望49)

関西広域連合は、医療資器材や人材・患者の融通調整、検査の広域連携等の広域調整を行っている。こうした役割を強化するため、広域連合の役割を新型インフルエンザ等対策特別特措法や基本的対処方針に明記すべき。社会活動規制や経済対策等の対象地域の決定においては、関西広域連合を意見聴取の対象とすべき。

- ・ 休業要請や外出自粛要請の基準が自治体ごとに微妙に異なるため、店舗の営業の判断や、従業員の通勤に関する対応に苦慮している。(例:生活必需品の定義が都道府県ごとに微妙に異なり、書店が営業できる店舗とできない店舗があった。)(小売、運輸・通信、製造、ほか)

○地方自治体への必要な権限と財源の移譲(報告書P23、要望50)

住民や事業者に密着した対応を行っている地方自治体が機動的に財政出動を行うことができるよう、支援金・協力金等必要となる財源は、権限と一体で地方に付与すべき。

- ・ 府県単位・関西広域連合単位でコロナ対応の振り返りを行い、できなかったことの中で関西広域社会活動規制や、経済対策等の対象地域連合が権限をもち主体となれば解決する・効率的となる事項を検討頂きたい。関西広域連合で一体的に資源を活用して今後のコロナ対応等を行ってほしい。(運輸・通信ほか)

国・関西広域連合への企業からの要望
「関西における望ましい広域行政のあり方検討会」報告書

2022年5月

公益社団法人 関西経済連合会

「先駆ける関西、ファーストペンギンの心意気」


関経連では、2020年12月に策定した長期ビジョン「関西ビジョン2030」のコンセプトを「先駆ける関西、ファーストペンギンの心意気」とした。

今こそ関西は、集団で行動する群れから先駆けて飛び立つファーストペンギンの心意気で、先駆けて取り組む企業やヒトを惹きつけ・育むことで新たな価値を生み出す地域になる、また、関西自らが先駆けとなり、社会経済の新たな姿を提示・実践していく。










ファーストペンギンについて

集団で行動するペンギンの群れの中から、天敵がいるかもしれない海へエサを求めて最初に飛び込むペンギンのこと。転じて、先駆けて新たな取り組みを率先して行う主体のことを例えてファーストペンギンと呼ぶ。






要望事項一覧

 …特にニーズが高く、早急に（2022年度に）関西広域連合や国に取り組んで頂きたい先行項目。

<関西広域連合への要望事項>



-  要望 1 競争入札参加資格申請の様式統一・電子化
-  要望 2 道路占用許可申請の様式統一・電子化
-  要望 3 保育所等の入所申請の際に必要な就労証明書の様式統一・電子化
-  要望 4 自治体への各種手数料の支払いについて、証紙の廃止・キャッシュレス化
- 要望 5 監督官庁への説明が必要のない届出の電子化
- 要望 6 宅地建物取引業の各種届出のオンライン化
- 要望 7 地方税・事業所税の申告書・納付書フォームの統一
- 要望 8 各自治体が発行する納税証明書の電子化と該当自治体以外の自治体での取得
- 要望 9 住民税の税額決定通知書の様式統一と電子データ化
-  要望 10 河川の水位やハザードマップ、避難所など防災に関する情報を関西広域で一元化
- 要望 11 防災に関する広域での連携協定の締結
-  要望 12 国、都道府県、市町村等による産業関連の補助金情報の関西広域連合での一元化
- 要望 13 建築確認申請で提出したデータの公開・一元化
- 要望 14 不動産仲介等に関する情報の一元化
- 要望 15 道路工事、道路占用等に関する情報の一元化
- 要望 16 道路等の占用料金の算出方法の統一
- 要望 17 建築基準法に基づく定期調査が必要な特定建築物の定義の統一
- 要望 18 建築確認申請の要否に関する基準の統一
-  要望 19 関西圏内の公立大学同士による、さらなる単位互換制度の実施
- 要望 20 各自治体の人材を共有することによる、土日祝日も含めた行政サービスの提供
- 要望 21 検査・監督・指導を行う自治体の専門人材の共有
- 要望 22 小規模市町村に対する土木・建築技術者派遣の連携
- 要望 23 広域での観光客誘致に向けた施策の強化
- 要望 24 関西広域での財源確保による訪日外国人観光客誘致に向けた施策の実施
- 要望 25 関西内で拠点・施策を絞ったスタートアップ支援
-  要望 26 2以上の府県にまたがるために国出先機関の権限となっている建設業許可の
関西広域連合への移譲
-  要望 27 鉄道バリアフリー工事等への補助（国も含む）に対する関西広域での調整
- 要望 28 広域・複数自治体共同でのインフラの整備・維持・管理
- 要望 29 道路や河川の占用許可申請、行政財産使用届などの窓口の一本化
- 要望 30 産業廃棄物の移動等に関する各府県への申請の関西広域連合への一本化
- 要望 31 医薬品・毒劇物等の販売・貯蔵関連の届出の関西広域連合への一本化
- 要望 32 屋外広告物許可申請書の届出の関西広域連合への一本化、提出書類の様式統一

<国への要望事項>




-  要望 33 建設業許可の関西広域連合への移譲
- 要望 34 宅地建物取引業、不動産鑑定業の免許の更新・申請の関西広域連合への移譲
- 要望 35 土地収用法に係る事業の認定、申請書の提出の受理等の関西広域連合への移譲
- 要望 36 液化石油ガス法上における販売事業、認定保安機関の登録・変更等の関西広域連合への
移譲
-  要望 37 超高層建築物（建築基準法第20条1項に規定される60m以上の建築物）等の建設に必要な国土交通大臣の認可（専門家による審査）の撤廃または緩和
- 要望 38 特定優良賃貸住宅について、地方整備局と当該自治体の双方に申請を行っている用途変更
手続きの地方自治体への一本化
-  要望 39 酒類販売免許の交付（税務署）やたばこ小売業許可（財務局）の権限の都道府県知事への
移譲
-  要望 40 交通や都市開発に関する各種補助金申請について、国庫補助も含めて窓口を自治体に
一元化
- 要望 41 地域公共交通計画に定める交通機関等の計画に対する国の助成の柔軟化
- 要望 42 事業再構築補助金の地方への移譲
-  要望 43 自治体ごとに異なる様式の統一、行政手続きの電子化に向けた自治体への支援
- 要望 44 国と自治体への二重報告が生じているものに関し、国から自治体へのデータの連携
（例：エネルギー定期報告書及び中長期計画書、エネルギー消費統計調査の報告）

<コロナ対策に関する要望事項>

関西広域連合への要望

-  要望 45 府県の垣根を越えた、経済圏・生活圏に応じた一体的な対応
-  要望 46 関西広域連合への法的位置づけ・役割の付与を国に求めること
- 要望 47 コロナ感染拡大に備えた広域での医療体制の強化(高度医療機関の共有等)

国への要望

-  要望 48 政策決定プロセスへの地方の参画
-  要望 49 広域ブロックの役割の明確化
-  要望 50 地方自治体への必要な権限と財源の移譲

目次

<u>はじめに</u>	2
<u>I. 「地方分権・広域行政に関するアンケート調査」の概要</u>	4
<u>II. アンケートに基づく関西広域連合への要望</u>	5
分野1. 自治体ごとに異なる申請書類の様式統一、行政のデジタル化推進 の関西における司令塔【新しい課題に横断的に取り組む例】	6
分野2. 広域での情報発信の強化・一元化【企画調整機能強化の例】	12
分野3. 自治体資源の共有、広域化【広域行政深化の例】	14
分野4. 国からの権限移譲と総合行政としての機能強化	16
<u>III. アンケートに基づく国への要望</u>	18
1. 地方への権限移譲	
(1) 関西広域連合への権限移譲	
(2) 都道府県への権限移譲	
2. 自治体への窓口の一本化	
3. その他	
<u>IV. コロナ対策に関する要望</u>	22
1. 関西広域連合への要望	
2. 国への要望	
<u>おわりに</u>	24
<u>参考資料</u>	25
1. 検討会の概要	
2. アンケート調査票	
3. アンケート全回答	

はじめに

少子高齢化・人口減少の急激な進行や、大規模自然災害の頻発、新型コロナウイルスの蔓延のような感染症との闘い、そして国際情勢の急激な変化によって、いとも簡単に日本の政治経済は影響を受けてしまっている。特に、インバウンド需要や大阪・関西万博などを見据えた内需で堅調であった関西経済が受けたショックは大きく、いかにして関西経済復権を実現するのが大きな課題となっている。

そのために重要なことは、「自由な経済活動が安心して行える」という環境が関西に整っているのかということである。ただ、自由な経済環境を整備する際の検討事項は、企業の経済活動への規制が必要なのかどうかということだけではない。妥当な規制であっても、実際に企業活動を規制する行政主体についても見直す必要がある。つまり、どの分野の規制が制約となっているのか、また、規制は、国、都道府県（あるいは関西広域連合）、市町村のどのレベルの行政主体で行うことが効率的かつ効果的なのかという点に着目して、経済に対する行政の関与を見直すことが重要となっている。

「急がば回れ」ということで、行政の関与の仕方の見直しは、関西で経済活動を展開する企業の声を聴くことから始まった。関西経済連合会では、2021年6～7月に関西で経済活動を行う会員企業にアンケート調査を実施し、行政の改善すべき点を具体的に尋ねた。

地道な作業から得られた知見は実は大きなものであった。要望内容で多かったのは、府県や市町村を越えた申請書類の書式の統一化や、行政における標準作業手続きの明確化、デジタル化推進のためのシステムの統一化、情報発信の一元化など、着手する気になればできるというものが多い。

感染症対策や大型自然災害への対応でも、行政は住民からの信頼を得ることが重要である。企業から見れば、経済活動や社員の生活は市町村域や府県域などを越えて広域に広がっているにもかかわらず、それぞれの自治体の要求に沿った行動が求められたことで負担につながっている。

関西のビジネス環境の向上、住民の暮らしの向上のためには、関西の地方自治体の行政も向上することが必要である。中央の府省も、行政能力に恵まれている地域があれば特例的に権限移譲を進める必要がある。その際、関西は、府県だけでなく関西広域連合も機能している。

また、国の府省、都道府県、市町村の規制や補助金が相互に補完し合って実施されている事業は多い。規制改革や権限移譲も、国や地方のどこかの行政主体が改革に積極的であったとしても別の行政主体が消極的であった場合、折角の改革の恩恵は規制対象たる企業には全く届かない。国や地方の行政の担当者には、この点も認識して企業からの要望に沿った改革を進めていただきたい。

これまでの行政では、他の自治体の方法や様式について意識することはなかったと思われるが、行政区域をまたいだ経済活動が行われ、デジタル化が進展する中にあるのは、国際的な都市間競争も睨みながら、広域でビジネスを行いやすい環境を整えるという視点が重要である。

報告書に掲載した企業の声には関西復権のヒントのみならず、地域経済が再び全国経済を牽引するためのヒントも隠されている。少子高齢化・人口減少や各種の不確実性に対応するための改革は、決して現状維持のためだけの改革ではない。今後、情報通信技術(ICT)や人工知能(AI)、ロボティクス(RPA)の導入によって効率性や有効性が高い行政のみならず、担当者の主観に左右されない公平性の高い規制や給付の決定が実現していくことになる。その際に、地方自治体間での類似業務での書式の統一は、新しいテクノロジー導入につながる業務の統一化や標準作業手続きの確立のための第一歩となる。

本報告書で提案する様式統一等の改革は、実現のためには一つ一つ膨大な作業であるが、国際競争力の向上、関西経済の復興、そして深刻化する少子高齢化への対応のためには、今が正念場である。企業から上がった声を、他の分野と整合性を取りながらも果敢に取り入れていくことが重要である。

この提言が、激変する環境に国、関西広域連合、都道府県、市町村のそれぞれが適応するための方策を考える手がかりになるとともに、さらなる進化の方向性を示す道標になることを期待している。行政と企業との連携による社会的課題の解決が関西で先駆けて成功し、そのことが日本の政治経済全体を活性化する営みにつながっていくことを心から祈念している。

主査 北村 亘 (大阪大学大学院法学研究科教授)

副主査 足立 泰美 (甲南大学経済学部教授)

I. 「地方分権・広域行政に関するアンケート調査」の概要

当会では、2020年11月に提言「コロナ禍を踏まえた分権・分散型社会の構築に向けて～関西広域連合設立10年を振り返って～」¹を公表した。今後10年で関西広域連合が目指すべき姿・果たすべき役割やそのために必要な改革を提案するとともに、わが国全体としての分権・分散型社会の構築に向けて必要な施策や、国と地方の制度設計見直しに向けた議論の開始を提案・要望したものである。この提言内容の実現と深掘りのため、当会会員企業に対し、下記の通りアンケート調査を実施した。

<「地方分権・広域行政に関するアンケート調査」の概要>

○調査目的：国からの権限移譲や関西広域連合の実績につながる事例を様々な分野から掘り起こし、関西から地方分権改革と広域行政を推進する。関西企業における、国から地方への権限移譲・規制緩和に対するニーズや、都道府県を越えた広域行政に対するニーズを調査し、望ましい広域行政・地方分権改革に向けた国や関西広域連合への働きかけ、道州制の議論喚起に活用するとともに、ビジネスをしやすい環境づくりを関西から進める。

○調査期間：2021年6月14日～7月16日

○調査対象：関西経済連合会 法人・乙種・団体会員

○調査方法：EメールおよびFAXによる送付・回収

○回答数：54社

○内訳：(業種) 製造業：19社 非製造業：35社

(資本金) 5千万円以下：5社

5千万円超～1億円以下：8社

1億円超～3億円以下：1社

3億円超：40社

○調査票：27ページに記載の通り

<本報告書の考え方について>

本報告書では、アンケートで得られた回答を基に、関経連地方分権・広域行政委員会の下部組織として設置した「関西における望ましい広域行政のあり方検討会」(以下、検討会)による検討を行い、国および関西広域連合への要望事項、コロナ対応に関する要望事項に分類し、まとめた。

関西広域連合への要望については、寄せられた意見をすべて記載することを基本とした。ただし、以下に該当するものは除いた。

- ・税制改革など全国一律の改革が必要なもの
- ・対象が関西広域の視点でないもの(個別の自治体等に求めるべきもの)
- ・関西広域連合が調整を行うことが想定しにくいもの
- ・現状の改善につながると考えにくいもの

¹ 2020年11月16日公表。全文は<https://www.kankeiren.or.jp/material/201116ikensho.pdf>

Ⅱ. アンケートに基づく関西広域連合への要望

<要望の背景・課題>

アンケート回答については、①ニーズの高さ(回答企業の多さ)、②波及効果の大きさ、という観点を重視し、特にニーズが高く、早急に(2022年度に)関西広域連合に取り組んで欲しいものを「先行項目」とした。

関経連では、2020年11月の提言で「関西広域連合が具体的に取り組む分野例」として以下を提案している。

2020年11月提言での分野例：

- ①行政のデジタル化推進の関西における司令塔【新しい課題に横断的に取り組む例】
- ②広域での危機管理体制の強化【企画調整機能強化の例】
- ③公設試験研究機関の機能の広域化による広域産業振興「関西産業技術研究機構～関西版フラウンホーファー～(仮称)」【広域行政深化の例】
- ④各種申請・手続きの関西広域連合への移譲【国からの権限移譲と総合行政としての機能強化の例】

本報告書では、この分野例に沿って、アンケートから得られた要望をまとめている。

アンケートの「関西広域連合に今後期待すること」という問いに対して一番多かった回答が、「行政のデジタル化推進の関西における司令塔」である。さらに、全体の中で「各自治体に対する申請・手続きや、各自治体の公表する情報に関して、デジタル化や一元化を進めると良いと思われるもの」という設問に対する回答が最も多く、企業からは、デジタル化や一元化への期待が高いことが伺える。つまり、事業活動に関する行政手続きにおいて、自治体ごとの様式の違いや、電子化されていないことのコストが各社において問題と認識されている。

これは自治体側にとってもコストがかかるということであり、関西広域での様式統一、デジタル化が進めば、企業のビジネス環境の向上、住民の利便性の向上、自治体業務の効率化など、自治体と企業の双方、そして住民にとってメリットがあり、早急に進める必要がある。自治体によって、使用しているソフトウェア等の環境、デジタルに関する人材・ノウハウなどの違いがあるため、一つの市町村も残さずデジタル化を進めるには、関西広域連合が司令塔となり、進めていく必要がある。



…アンケートやヒアリングによる企業の声
…特にニーズが高く、早急に(2022年度に)関西広域
連合や国に取り組んで欲しい先行項目

分野1. 自治体ごとに異なる申請書類の様式統一、行政のデジタル化推進の関西における司令塔【新しい課題に横断的に取り組む例】



要望1 競争入札参加資格申請の様式統一・電子化

- ・申請頻度が高く、自治体によって様式が異なり、紙ベースでの申請が多いため、様式管理や運用が煩雑。様式統一、押印廃止を進めて頂きたい。(製造)
- ・関西広域連合域内の市町村へ毎年100件以上申請している。提出書類は、建設業許可、印鑑証明等の同じ書類を添付しているので関西広域連合に一本化できれば効率的。
- ・自治体ごとに個別に申請するところと、複数の自治体を一つの申請で賄えるところがある。また、提出方法も電子システム、郵送、持参と様々。同じ形式で関西広域連合ないし県単位でまとめて申請できれば効率化が図れる。(例えば、東京都では共同システム上の一度の申請で23区、26市、4町、3村、東京二十三区清掃一部事務組合及び多摩川衛生組合に申請できる)。(建設)

<一般競争入札参加資格申請について>

国、都道府県、市町村等が発注する建設工事や物品発注等の競争入札に参加を希望する場合、必要な申請書類を提出して審査を受け、入札参加資格者名簿に登録されていることが必要。各自治体により様式や必要な添付書類等が異なる(表1、表2を参照)。

総務省から「標準様式」を活用するよう、各自治体に通知がなされており、その活用状況等について、2022年度にフォローアップ調査が予定されている。

【国の主な動き】

- ・令和3年10月19日 総務省自治行政局行政課長通知
「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について」



要望 2 道路占用許可申請の様式統一・電子化

- ・自治体についてはほぼ紙ベースでの申請であり、かつ様式も自治体ごとに異なる。常に最新版を使用するために、毎回、自治体のHPからダウンロードしているのが現状である。様式が統一されれば、申請の手間・コストが低減できると考えられる。（電気・ガス・熱供給・水道、運輸・通信、不動産ほか）

<道路占用許可申請について>

道路法 32 条の規定に基づき、道路管理者（国、都道府県、市町村）に対して必要な申請。申請者が道路上に看板や工事用仮囲い、日除け、オープンカフェなど、道路に施設を設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」と言う。地下への電気・通信・ガス・上下水道などの管路埋設や、看板を道路の上空に突き出して設置することを含む。

国から複数回に渡り、各都道府県や指定都市に対し、様式統一の更なる徹底などの通達が表示されているにも関わらず、府県や市区町村により書類の様式の細部が異なっており、企業は、国、府県や市区町村ごとに、異なる様式で申請書を作成する必要がある。（表 3 を参照）

【国の主な動き】

- ・昭和 27 年道路法施行
- ・平成 6 年 3 月 11 日付け 建設省路政課長通達
「道路占用許可申請書の様式の統一について」
- ・平成 23 年 12 月 27 日付け事務連絡
「道路占用許可申請書の様式の統一の徹底について」
- ・平成 26 年 3 月 19 日付け事務連絡
「道路占用許可申請書の様式の統一の更なる徹底について」



要望 3 保育所等入所申請の際に必要な就労証明書の様式統一・電子化

- ・就労証明は自治体により様式が微妙に異なるため、従業員の居住地の数だけ管理が必要。紙ベースで手書きしなければならないところもある。大半で押印が必要。（金融・保険、建設）

<就労証明書について>

保護者が市区町村に対して、保育所、認定子ども園、学童保育等の申し込みをする際に提出し、市区町村が保育の必要性の認定の際に用いる。「就労（働いていること）の事実」を証明する書類であり、企業・団体等に勤務する者の就労証明書は、企業・団体等（の人事担当者）が作成する。手続きの根拠規定は 子ども・子育て支援法施行規則

(第2条第2項第2号等)。「就労状況申告書」等、自治体によって多少名称が異なる。

国から「標準様式」が示されているにも関わらず、市区町村により書類の様式が異なり、休日や労働時間・休憩時間、直近の勤務実績等、細かい点の書き方が異なる(表4を参照)。企業は、従業員の居住する市区町村ごとに、異なる様式で作成しなければならない。2020年10月1日時点で、押印不要としている市町村は全国で458。²

【国の主な動き】

- ・平成29年8月

「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について」(内閣府)

- ・平成29年12月

「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査 並びに標準的様式の活用にあたっての留意事項について(依頼)」(内閣府)

- ・令和2年8月「就労証明書等の押印の取扱いについて(通知)」(内閣府)

² 就労証明書における押印を不要としている市町村一覧(令和2年10月1日時点)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/navigation/pdf/chart.pdf>

(表1) 入札参加資格申請 申請書類・添付書類等の違いの比較 (物品・役務)

※各自治体のHPより作成。検索月：2022年2月

構成府県市名	①滋賀県	②京都府	③大阪府	④兵庫県	⑤奈良県	⑥和歌山県 (物品)	⑥和歌山県 (役務)	⑦鳥取県	⑧徳島県	⑨京都市	⑩大阪市	⑪堺市	⑫神戸市
申請書名 (※電子申請のみはシステム内の名称を記載)	競争入札参加資格審査申請書	競争入札参加資格審査申請書	大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請	兵庫県物品関係入札参加資格審査	競争入札参加資格審査申請書(物品購入等) ※役務含む	物品調達競争入札参加資格審査申請書	役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査申請書	競争入札参加資格審査申請書	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書	特定調達(WTO等)契約用競争入札参加資格審査申請書(物品)	令和4・5・6年度 物品供給等・業務委託 入札参加資格審査申請書	堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請書	一般競争入札
申請書の作成	電子申請又は書面申請	電子申請又は書面申請(随時受付は書面のみ)	電子申請のみ	電子申請のみ	書面申請	電子申請又は書面申請	物品は電子申請又は書面申請、役務は電子メール又は書面申請	電子申請又は書面申請	電子申請又は書面申請	書面申請	電子申請(書面申請は「紙入札方式変更申出書(物品)」の提出が必要) ※大阪府と連携しており、「大阪府の競争入札参加資格者に名簿登録があること」が資格要件	電子申請又は書面申請	電子申請のみ
提出方法	(電子申請の場合)申請書は電子申請、添付書類は郵送	(電子申請の場合)申請書は電子申請、添付書類は簡易書留にて郵送	大阪府電子調達システム(電子入札)ホームページから、必要な情報を入力・送信し、添付書類を送付または持参	兵庫県電子入札共同運営システム(電子入札)ホームページから、必要な情報を入力・送信し、添付書類を送付	持参・郵送	電子申請においても、申請確認書を印刷し、添付書類とあわせて簡易書留で郵送	物品も電子申請で申請確認書と添付書類の郵送が必要、役務の場合は、電子メールでPDF添付、もしくは簡易書留で郵送	電子申請はホームページ上でPDF添付、書面申請は郵送	徳島県電子自治体共同システム(電子入札)ホームページから、必要な情報を入力・送信し、添付書類を送付または持参	持参又は郵送であり、郵送は、書留郵便、特定記録又はレターボックスに限る	申請書は電子申請、添付書類は郵送(申請入力後7日以内)	電子登録システムでの申請後、速やか(1週間以内)にA4クリアファイルに入れた状態で調達課まで提出(郵送)	ただし、申請書、添付書類は郵送(簡易書留)による受付
記載項目	新規・継続	○	○(最初に選択)	○(最初に選択)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	他資格登録状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	企業分類(法人、個人などの区分)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	所在地、郵便番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	所在地のコード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	法人番号/業者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	企業コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	登記上の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	商号又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	代表者職/氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	FAX	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	メールアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ホームページアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	取引希望の有無(本店・本社が主体かどうか)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	登録を希望する店舗件数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	窓口とする店舗内訳番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	受任者(※権限委任者)の支店等名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	受任者の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	受任者の電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	受任者のFAX	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	受任者職/氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	受任者メールアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	記載担当者氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(添付書類内で記載)	○
	記載担当者所属	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(添付書類内で記載)	○
	記載担当者電話番号/内線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	記載担当者FAX	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(添付書類内で記載)	○
	記載担当者メールアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	支店・営業所の名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	支店・営業所所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支店・営業所電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
支店・営業所FAX番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
府県市内営業所有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
府県市内営業所名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
府県市内営業所所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
府県市内営業所電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
府県市内営業所FAX番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
責任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
営業区域(府県内全域か)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
業種区分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
提出書類チェック欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
希望する営業種目、種目コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
主要取扱い品名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
主要取扱いメーカー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(添付資料の経歴書内に記載必要)	○	
資本金又は総出資額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(添付資料の経歴書内に記載必要)	○	
自己資本の額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
外国資本の比率	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(添付資料の経歴書内に記載必要)	○	
資本形態(国内、外国など)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
設立/営業開始年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(添付資料の経歴書内に記載必要)	○	
摘要(特約店関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
営業年数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
総従業員数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(添付資料の経歴書内に記載必要)	○	

(表1) 入札参加資格申請 申請書類・添付書類等の違いの比較 (物品・役務)

※各自治体のHPより作成。検索月：2022年2月

構成府県市名	①滋賀県	②京都府	③大阪府	④兵庫県	⑤奈良県	⑥和歌山県 (物品)	⑥和歌山県 (役務)	⑦鳥取県	⑧徳島県	⑨京都市	⑩大阪市	⑪堺市	⑫神戸市
技術関係職員数	○	—	—	—	—	—	—	—	○ (添付資料の経歴書内に記載必要)	—	—	—	—
事務関係職員数	—	—	—	—	—	—	—	—	○ (添付資料の経歴書内に記載必要)	—	—	—	—
府県市内従業員数	—	—	—	—	—	—	—	○	○ (添付資料の経歴書内に記載必要)	—	—	—	—
受任先の従業員	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
障害者数	—	○	○	○	—	—	—	—	○ (添付資料の経歴書内に記載必要)	—	—	—	—
障害者法定雇用率達成状況	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
直近の営業年度決算期間	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
直近の営業年度売上高	○	○	○	○	—	—	—	○	○ (添付資料の経歴書内に記載必要)	—	—	—	—
官公需適合組合の選択	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
流動比率 (流動資産、流動負債)	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
繰越利益剰余金	—	—	—	—	—	—	—	—	○ (添付資料の経歴書内に記載必要)	—	—	—	—
純資産計	—	—	—	—	—	—	—	—	○ (添付資料の経歴書内に記載必要)	—	—	—	—
設備の状況	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パスワード通知用メールアドレス	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
申請状況通知用メールアドレス	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
県 (府) 税課税の有無	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費税課税の有無	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
認証、認定等	—	○	○	○	—	—	—	○	○ (添付資料の経歴書内に記載必要)	—	—	—	—
グリーン入札登録の有無	—	記載はあるが斜線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域貢献企業登録の有無	—	記載はあるが斜線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
過去2年間の契約実績	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資格、許可等の有無	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用印鑑届/印鑑証明書	—	○	—	—	○	—	—	○	○	○ (原本)	○	○ (原本)	○ (原本)
誓約書/同意書	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
経歴書	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
取引希望及び営業概要・実績調書	—	—	—	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—
到達確認画面 (電子申請画面)	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
印刷業者業務調書 (印刷を申請の場合)	—	○	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—
取扱品目一覧表	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
役員等に関する調書	○ (※電子申請のみ)	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—
登記事項証明書	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○	○ (原本又は写し)	—	○	○ (原本)	—	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)
納税証明書 (消費税及び地方消費税、法人税)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○	○ (原本又は写し)	—	○ (原本又は写し)	○ (原本)	—	○ (原本又は写し)	—
納税証明書 (府県税)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○ (原本又は写し)	○	○ (原本又は写し)	—	○ (原本又は写し)	○ (原本)	—	—	—
納税証明書 (市税)	○ (原本又は写し)	—	—	—	—	—	—	—	—	○ (原本：該当者のみ)	—	○ (原本又は写し)	—
納税証明書 (自動車税)	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
納税証明書 (固定資産税)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○ (原本：該当者のみ)	—	—	—
納税証明書 (都市計画税)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○ (原本：該当者のみ)	—	—	—
貸借対照表	○	○ (写し)	○ (写し)	○	○	○	○	○	○	—	—	○ (写し)	—
損益計算書	○	○ (写し)	○ (写し)	○	○	○	○	○	○	—	—	○ (写し)	—
株主資本等変動計算書	—	○ (写し)	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—
営業概要書/業務概要調書	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	○	—
業務概要調書附表	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
業務実績調書	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
業務実績調書附表	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
調査同意書 (水道料金・下水道使用料)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
特約店又は代理店等の証明書 (契約を締結している場合)	—	—	—	—	○ (写し)	—	—	—	○ (添付資料の経歴書内に記載必要)	—	—	—	—
営業に係る許可等を証する書類の写し (必要な営業種目を申請する場合のみ)	○ (写し)	○ (写し)	○ (写し※該当の場合)	—	○ (写し)	○ (写し)	○ (写し)	○	○ (写し)	—	—	○ (写し)	—
申請日より1年以上前の営業実績があることを示す書類の写し (請求書・納品書・契約書等)	—	—	—	—	—	○ (写し)	○ (写し)	—	—	—	—	—	—
入札参加資格停止等の措置の終期を示す書類	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
委任状 (委任する場合)	○ (※電子申請のみ)	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—	—
委任先一覧 (委任する場合)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
組合員名簿 (協同組合の場合)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
口座振替依頼書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
障害者雇用状況報告書	—	—	○ (※電子申請のみ)	○ (写し※該当の場合)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外字届	—	—	○ (※電子申請のみ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
定款の写し (公益法人、合同会社の場合)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
資格審査申請書チェックリスト兼受領書/提出書類チェックリスト	—	○	○	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—
審査結果通知用封筒	○ (任意)	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—

※添付書類については、必須の物のみ記載。該当する場合に提出する書類の記載は省略

(表2) 入札参加資格申請 申請書類・添付書類等の違いの比較 (建設)

※各自治体のHPより作成。検索月：2022年3月

構成府県市名	①滋賀県		②京都府		③大阪府	④兵庫県	⑤奈良県		⑥和歌山県		⑦鳥取県		⑧徳島県		⑨京都市	⑩大阪市	⑪堺市	⑫神戸市
申請書名 (※電子申請のみの場合はシステム内の名称を記載)	競争入札参加資格審査申請書 (県内業者)	競争入札参加資格審査申請書 (県外業者)	建設工事競争入札参加資格審査申請書(府内業者)	建設工事競争入札参加資格審査申請書(府外業者)	大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請書	一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書(建設工事)	競争入札参加資格審査申請書(建設工事(県内本店))	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事(県外本店))	入札参加資格審査申請書(県内建設業者)	入札参加資格審査申請書(県外建設業者)	令和4年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書(県内事業者)	鳥取県建設工事入札資格審査申請書(県外事業者)	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(県内工事)	一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(県外工事)	競争入札参加資格審査申請書(工事)	令和3・4・5年度工事請負 入札参加資格審査申請書	建設工事入札参加資格審査	一般競争入札参加資格審査申請書
申請書の作成	書面申請	書面申請	電子申請又は書面申請	電子申請又は書面申請	電子申請	電子申請	電子申請又は書面申請	電子申請	電子申請又は書面申請	電子申請又は書面申請	書面申請	書面申請	書面申請	電子申請	書面申請	電子申請 ※大阪府と連携しており、「大阪府の競争入札参加資格者に名簿登録があることが資格要件	電子申請	電子申請
提出方法	持参のみ (郵送不可)	郵送または持参	(電子申請の場合)申請書は電子申請、添付書類は簡易書留にて郵送、電子申請以外は郵送が持参	(電子申請の場合)申請書は電子申請、添付書類は簡易書留にて郵送、電子申請以外は郵送	申請書は電子申請、添付書類は郵送が持参	申請書は電子申請、添付書類は郵送が持参	「e古都なら」から電子申請又は郵送による申請、対面の場合は予約が必要	申請書は電子申請、添付書類は郵送	電子システム内で添付資料の情報入力が可能、または郵送による申請	電子システム内で添付資料の情報入力が可能、または郵送による申請	持参又は郵送	持参又は郵送	持参又は郵送	電子申請によりPDF化した書類を添付、もしくは添付書類を郵送	郵送のみ	申請書は電子申請、添付書類は郵送(申請入力後7日以内)	電子登録システムでの申請後、速やか(1週間以内)にA4クリアファイルに入れた状態で契約課まで提出(郵送)	ただし、申請書、添付書類は郵送(簡易書留)による受付
新規・継続	○	○			○(最初を選択)	○	○	○	○	○						○		
法人番号	○	○																
企業コード、企業ID	○	○																
業者番号									○							○		
企業分類(法人、個人などの区分)	○	○	○	○		○											○	
会社などの業種					○											○		
商号又は名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商号又は名称の頭文字																		
本社住所・電話番号	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主たる営業所の郵便番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主たる営業所の所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所在地のコード	○	○	○	○														
主たる営業所の電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
FAX番号	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
代表者の役職名	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
代表者氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
メールアドレス					○	○									○	○		
登記簿上所在地					○										○			
受任者(※権限委任者)の支店等名称			○	○	○										○			○
受任者の所在地			○	○	○										○			○
受任者の電話番号			○	○	○										○			○
受任者のFAX					○										○			○
受任者職/氏名			○	○	○										○			○
受任者メールアドレス					○										○			
支店・営業所の名称																○		
支店・営業所所在地																○		
支店・営業所電話番号																		
支店・営業所FAX番号																		
契約先情報(本店か営業所か)					○												○	
申請で関係する会社						○												
県内営業所の有無	○	○																
その他の営業所の登録の有無													○	○				
官公需適格組合の選択					○													
職員数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
技術職員区分とその人数	○					○												
事務職員数																		
その他職員数																		
有資格者数						○												
障害者雇用情報					○	○												○
法定雇用障害者数																		○
障害者雇用の充足																		○
資本金	○	○	○	○				○							○			○
外国資本割合																		○
決算日	○	○																
創業、設立年月日	○	○													○			○
営業の沿革・履歴															○			
営業年数															○			
営業内容・特殊技能															○			
建設業退職金共済事業加入業者番号															○			
府県市税の納税有無、状況						○										○(電子システム内で鑑別)	○	
消費税の納税状況						○												
参加希望工事種別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参加希望工事種別コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
参加希望自治体(数)														○				
特殊工事の申請の有無													○	○				
対応許可業種の略号	○	○																
対応許可業種のコード	○	○																
基準決算期完成工事高	○	○																
基準決算期以前完成工事高	○	○																
1、2、3年平均完成工事高		○	○	○		○									○			
販売費および一般管理費															○			
売上原価															○			
1件あたりの最高金額															○			
記載担当者名、電話番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
記載担当者メールアドレス																		
申請手続代行番号、電話番号(行政書士が作成した場合)	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				
建設業許可：許可番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	

(表2) 入札参加資格申請 申請書類・添付書類等の違いの比較 (建設)

※各自治体のHPより作成。検索月：2022年3月

構成府県市名	①滋賀県	②京都府	③大阪府	④兵庫県	⑤奈良県	⑥和歌山県	⑦鳥取県	⑧徳島県	⑨京都市	⑩大阪市	⑪堺市	⑫神戸市
〃：許可年月日	○	○	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—
〃：許可業種	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
〃：大臣知事コード	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—
経番番号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
審査基準日時点の許可年月日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
申請時において許可を受けている建設工事の種類	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—
過去の許可番号での契約経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他資格登録状況	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
経営事項審査審査基準日	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
経営事項審査結果通知日	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
経営事項審査受診業種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業労働災害防止協会加入区分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
防災協定の締結の有無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
主観点項目(ISO、KES、運転免許取得者数等)	○	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
誓約書兼同意書	○	○	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—
入札参加資格希望票	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
工事施工金額総括表	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工事施工金額明細書/参加希望建設工事完成工事高内訳書	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実務経験経歴書	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
工事経歴書、施工実績調書	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○
1年以上の営業を証明するもの(見積書など)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
工期通知書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
技術資料(自社の自己評価)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
市内企業比率報告書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
地元下請け率報告書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
社会貢献項目等実績証明書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
企業の実績等実績証明書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
質疑回答書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
印鑑証明	—	—	—	—	—	—	—	—	○(原本)	○(原本)	○(原本)	—
使用印鑑届	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	(本店を契約先とする場合)
経営事項審査結果通知書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
総合評価通知書の写し	—	○	—	○	—	○	○	○	○	○	—	—
地方基準点数一覧表	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—
審査票	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
営業所情報一覧表	—	—	○	○	—	○	—	—	—	○	—	—
営業所の見取図及び写真など	—	—	—	—	—	—	—	—	○(原本)	—	○	—
業者カード	—	—	—	—	—	—	—	—	○(写し可)	○(システム内で入力)	—	—
契約先営業所情報一覧表	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資本・人的関係のある関連業者届出調査	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○
受付票	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○
建設業者の詳細情報	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納税書(消費税及び地方消費税)	○(原本)	○(原本)	○(写し可)	○(写し可)	○(原本又は写し)	○(写し可)	○(写し可)	○(写し可)	○(原本)	○(原本)	—	○(写し可)
納税書(国税)	—	—	—	—	—	—	—	—	○(原本)	○(原本)	—	○(写し可)
納税書(府県市税)	—	—	○(原本)	○(原本)	○(原本又は写し)	○(写し可※県内本社のみ)	○(原本)	—	○(原本)	○(原本)	—	○(電子システム内で誓約)
調査同意書(市税)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○(電子システム内で誓約)
調査同意書(水道料金・下水道使用料)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
労災保険、労働保険、社会保険料納付証明書	—	—	—	—	—	—	—	—	○(原本)	—	○(原本)	—
商業登記事項証明書	—	—	○(写し可)	○(写し可)	—	—	—	—	—	○(原本)	○	○(写し可)
技術職員名簿の写し、一覧表	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
配置予定技術者届	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
暴力団排除に関する誓約書	—	—	—	—	—	—	—	—	○(写し可)	○	—	○(電子システム内で誓約)
損益計算書の写し又は完成工事原価報告書の写し	—	—	—	—	—	—	—	—	○(原本)	—	—	—
役員等調書	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
郵送書類一覧表(チェックリスト)	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—

(表3) 道路占用許可申請書の記載項目と添付書類の違いの比較

※各自治体のHPより作成。検索月：2022年1月

構成府県市名		①滋賀県	②京都府	③大阪府	④兵庫県	⑤奈良県	⑥和歌山県	⑦鳥取県	⑧徳島県	⑨京都市	⑩大阪市			⑪堺市	⑫神戸市		
申請書名		道路占用許可申請書	道路占用許可申請書	道路占用許可申請書	道路占用許可申請書	道路占用許可申請書	道路占用許可申請書	道路占用許可申請書	道路占用許可申請書	道路占用許可申請書	道路占用許可申請書 ※突出看板以外	道路占用許可申請書 ※足場・仮囲・養生柵	道路占用許可申請書 ※突出看板	道路占用許可申請書	道路占用許可申請書 ※一時占用	道路占用許可申請書 ※一般用	
申請書の作成		書面申請	書面申請	書面申請	書面申請	書面申請	書面申請	書面申請	書面申請	Excelによる 自動入力フォーム	書面申請	書面申請	書面申請	書面申請	Excelによる 自動入力フォーム	Excelによる 自動入力フォーム	
提出方法		窓口持参	窓口持参	窓口持参又は郵送	窓口持参	窓口持参	窓口持参	窓口持参	窓口持参	窓口持参又は郵送	窓口持参	窓口持参	窓口持参	窓口持参(郵送不可)	窓口持参	窓口持参	
記載項目	新規・更新・変更	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	新規・変更・継続(権利譲渡・地位承継)	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	住所、郵便番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	担当者名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	E-mail	—	—	○	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	
	前回許可番号	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	前回許可年月日	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	占用の目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	占有場所 -1.路線名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	占有場所 -2.車道・歩道・その他	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	占有場所 -3.場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	占有物件 -1.名称	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	占有物件 -2.規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	占有物件 -3.数量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	占用の期間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	占有物件の構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	工事の時期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	工事実施の方法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	道路の復旧方法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	添付書類(資料名の記載欄)	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	掘削業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
復旧業者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
掘削面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○		
現場責任者の住所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—		
現場責任者の氏名	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○		
現場責任者の電話番号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○		
備考	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
添付書類	占有場所及びその付近を表示した図面、写真等	○ (「図面等」の記載のみ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (「各種添付書類が必要」との記載のみ)	○ (「各種添付書類が必要」との記載のみ)
	占有物件の構造図、設計書及び仕様書	—	— (指示された時は必要)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	
	占有に関する工事の実施方法等を記載した書類	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	交通対策図、交通規制図	—	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	
	道路占用料(減額・免除)申請書(占用料が減額又は免除の対象となっている場合に限る。)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	損害賠償責任負担申請書	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	登記簿謄本	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	
	同意書	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	
	売買契約書	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	
	境界確定書	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	
	警察協議書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
	ガス事業者との協議書	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	
	道路使用許可申請書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
その他道路管理者が必要と認める書類	—	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—		
その他情報		令和3年1月1日以降に申請など行われる場合は、押印を不要									令和3年4月1日以降に申請など行われる場合は、押印を不要			道路占用関係の申請書等については、押印が不要	申請者の押印は不要		

要望 1, 2, 3の実現により期待される効果について

2017年、政府の規制改革推進会議において、「行政手続きコスト（事業者の作業時間）の20%以上の削減」が決定された。これを受け、規制改革推進会議 行政手続部会の資料「行政手続きコスト削減に向けて」³（2019年7月改定）において、作業時間が削減された際のコスト削減量が試算されている。同資料によれば、入札・契約の総手続き件数は全国で約25万件。様式統一により作業時間が20%削減されれば、全国で23万時間（金額換算で6億円）の削減が見込まれる。同様に、就労証明書については、総手続き件数は全国で約246万件。様式統一により作業時間が30%削減されれば、164万時間（金額換算で42億円）の削減が見込まれる（表5）。

なお、同資料に記載はないが、道路占用許可申請について、会員企業にヒアリングしたところ、1件あたりに要する作業時間は2時間～5.7時間程度であった。また、申請件数の実績は、大阪市で40,993件（2005年度）、神戸市で14,533件（2020年度）であった⁴。過去には、国土交通省において、国道、都道府県道、市町村道を合わせた全国分で146万件超に上るとの推計もある⁵。アンケート回答において道路占用許可申請を挙げた企業は、不動産業や運輸・通信業など複数の業種に渡っており、申請を年間約11万件行っているという企業もあった。統一や電子化が進めば、業種を問わず、広く波及効果が大きいと考えられる。さらに、これらの様式については、国から標準様式が示されているながら、統一されていない。関西広域連合がリーダーシップを発揮し、全国に先駆けて実現することが期待される。

（表5）分野別の行政手続コストと削減時間の見通し（規制改革推進会議資料）

	1件当たりの作業時間	総手続き件数 〔コスト計測対象〕 (手続項目数)	作業時間 (金額換算)	削減時間の目標 (金額換算)	削減率
営業の許認可	25.3時間	545万6653件 (329本)	1億3812万時間 (3512億円)	2825万時間 (718億円)	20.5%
社会保険	2.1時間	5680万6812件 (28本)	1億2211万時間 (3105億円)	2922万時間 (743億円)	23.9%
調査・統計	3.6時間	653万5090件 (98本)	2379万時間 (605億円)	561万時間 (143億円)	23.6%
労務管理	5.4時間	301万4000件 (15本)	1627万時間 (414億円)	330万時間 (84億円)	20.3%
補助金	44.5時間	29万2599件 (56本)	1301万時間 (331億円)	260万時間 (66億円)	20.0%
就労証明書	2.3時間	246万件 (1本)	556万時間 (141億円)	164万時間 (42億円)	30.0%
商業登記	4.6時間	59万5272件 (2本)	276万時間 (70億円)	55万時間 (14億円)	20.0%
入札・契約	4.5時間	25万7624件 (3本)	115万時間 (29億円)	23万時間 (6億円)	20.0%
計	4.3時間	7541万8050件 (532本)	3億2277万時間 (8208億円)	7136万時間 (1815億円)	22.1%

³ <https://www8.cao.go.jp/kiseikaikaku/suishin/publication/cost/190729hontai.pdf>

⁴ 大阪市 事業分析報告道路・河川管理事業（2006年）
神戸市 令和3年3月末時点で電子申請化している申請一覧（2022年）

⁵ 国土交通省 道路占用許可申請手続の電子化研究会最終報告（1999年）



要望 4 自治体への各種手数料等の支払いについて、証紙の廃止・キャッシュレス化（振込等への移行）

- ・危険物一般取扱所の工事に関連する変更許可申請の申請手数料は、46 千円/件と高額。複数件重複するケースもあり現金の授受リスクが高い。（製造）
- ・消防関係の手続きに要する現金が、社内で日常的に管理している現金の 8 割を占める。（製造）
- ・事業実施のために各府県に対する許可更新を申請するには、手数料(7～8 万円)を証紙で支払わなければならない、多額の現金を出金して窓口まで行く必要がある。振り込みやキャッシュレス支払いにして欲しい。（運輸・通信）

証紙については、廃止している自治体もある。関西広域連合構成府県市の証紙の使用状況については、表 6 を参照。

（表 6）関西広域連合構成府県市における証紙の使用状況

構成府県市名	状況	構成府県市名	状況
①滋賀県	現時点で、 13種類の証紙あり	⑨京都市	2010年3月31日で終了
②京都府	現時点で、 13種類の証紙あり ※但し、2022年度中に廃止予定	⑩大阪市	2010年3月31日で終了
③大阪府	2019年3月31日で廃止	⑪堺市	もともと発行なし
④兵庫県	現時点で、 16種類の証紙あり	⑫神戸市	現時点で、 10種類の証紙あり
⑤奈良県	現時点で、 11種類の証紙あり		
⑥和歌山県	現時点で、 14種類の証紙あり		
⑦鳥取県	2021年9月30日で廃止		
⑧徳島県	現時点で、 12種類の証紙あり		

要望5 監督官庁への説明が必要のない届出の電子化

(例：毒劇物の輸入・販売許可などの定期更新報告、設備の新增設における多数の届出・申請、安全管理者や衛生管理者等の選任／解任届 等)

- ・申請のみのために監督官庁へ出向く必要性をなくして欲しい。提出資料を pdf とし、説明が必要な案件も Teams や Zoom 等のコミュニケーションツールを活用することで、極力出向く必要性をなくして欲しい。(製造)

要望6 宅地建物取引業の各種届出のオンライン化

- ・免許更新、役員変更、専任の宅建士の変更等の手続きにおいて、大阪府庁まで出向く必要があるが、オンライン処理ができるようにしてほしい。(運輸・通信、不動産)

要望7 地方税・事業所税の申告書・納付書フォームの統一

- ・事業所税は市町村に対して申告しているが、記載内容が自治体により異なり、申告書の作成に多大な手間がかかっている。申告内容・手続きの簡素化と統一を希望。(小売)

要望8 各自治体が発行する納税証明書の電子化と該当自治体以外の自治体での取得

- ・自治体の入札参加資格申請や指定管理者の応募の際に必要なが、地方税分については各自治体から郵送で取得する必要がある。郵送対応していない自治体もあり、申請・取得時に窓口まで出向く必要がある。本社からオンラインで一元的に申請・取得できるようにして欲しい。指定管理者の応募の際には、全国のすべての拠点(都道府県・市町村分)の納税証明書が求められることもある。(その他サービス)

要望9 住民税の税額決定通知書の様式統一と電子データ化

- ・住民税の税額決定通知書については、全従業員に穴あき封筒を用いて配布するが、形式が異なるために穴あき封筒に宛名を収めるのに手間がかかる。(金融・保険)

分野2. 広域での情報発信の強化・一元化【企画調整機能強化の例】

要望 10 河川の水位やハザードマップ、避難所など防災に関する情報を関西広域連合で一元化

- ・災害時など、河川の水位の情報は河川の管理者（近畿地方整備局、府県、市町村等）、ハザードマップ・避難所に関する情報は各市町村、とバラバラに発信されているため、それぞれのHPを確認しなければならない。情報を関西広域連合で一元化して発信していただきたい。視聴者に漏れなく情報が伝えられるようになる。（その他サービスほか）

要望 11 防災に関する広域での連携協定の締結

- ・店舗の所在する複数の自治体と協定を結んでいるが、内容に多少の差異があり、更新等の都度確認が必要。（小売）
- ・水害や地震等に備えて自治体や公的機関等と個別に協定を結んでいる。大阪府・市と帰宅困難者支援等に関する協定を結んだが、大阪府・市が合同で調整を行ったので、これまで個別に協定を結んでいた際よりスムーズであった。防災の取り組みはある程度広域でやるべきであり、関西広域に広がると良い。（宿泊）

要望 12 国、都道府県、市町村等による産業関連の補助金情報の関西広域連合での一元化

- ・国、都道府県、市町村でそれぞれ似たような補助金制度があり、情報はバラバラに発信されているためわかりにくい。関西広域連合で情報を一元化し、補助金の種類や用途で検索が可能になれば、活用が進むのではないか。（製造、その他サービス）

要望 13 建築確認申請で提出したデータの公開・一元化

- ・建築確認申請時に提出したデータはほとんど公開されていないが、貴重なビッグデータになる。構造や地盤の強度等を各市区町村でまとめ、どのような建物を建築できるか、地盤の強さや構造等がデータから読み取れるようになると良い。（不動産）

要望 14 不動産仲介等に関する情報の一元化

- ・不動産仲介や鑑定評価に際し、物件所在自治体等への調査（法規制の確認、道路台帳・管路図等の各種図面の確認）が必要になるため、各種図面等のホームページでの情報公開をしてほしい。（金融・保険）
- ・不動産の取引に関し、道路・上下水道・都市計画等に関する情報開示の方法や基準（どこまでが個人情報に当たるかなど）が自治体ごとにバラバラである。情報を一元化し、情報整理を行い統一した閲覧システムを構築してほしい。（不動産）

要望 15 道路工事、道路占用等に関する情報の一元化

- ・河川申請や埋蔵文化財等の法令届出が必要なものについて、届出が必要となる区域が明確ではなく、都度、管理者への問合せや現場協議をして確認をしている。それぞれ届出が必要な範囲について、電子化された情報が HP で公表されれば効率化に繋がる。詳細な位置情報（座標）が公表されると更に良い。
- ・各市町村、地域によって、道路復旧の仕様（路盤・基層・表層の深さ等）が異なるため、工事設計する際、都度、道路管理者へ問い合わせをしている。地域ごとの道路復旧の仕様について、電子化された情報が HP で公表されれば工事設計業務の効率化に繋がる。（電気・ガス・熱供給・水道）

【自治体（市町村を含む）ごとに異なる基準・判断等の統一】

要望 16 道路等の占用料金の算出方法の統一

- ・道路等の占用料金について、単価や計算方法、収納方法（一括か年単位か）等が自治体ごとに異なるため煩雑であり、統一して頂きたい。（電気・ガス・熱供給・水道）

要望 17 建築基準法に基づく定期調査が必要な特定建築物の定義の統一

- ・賃貸住宅を手掛けているが、特定建築物の基準が自治体ごとに異なり、煩雑。統一的な対応が必要と考える。（例：対象となる建築物が、京都府の場合は 3 階以上、兵庫県の場合は 5 階以上、など）（不動産業）

要望 18 建築確認申請の要否に関する基準の統一

- ・特に大規模修繕を行う際の基準を統一すべきではないか。例えば屋根の葺き替えを「大規模の修繕」とするかどうか、自治体により判定が異なっている。（製造）

分野3. 自治体資源の共有、広域化【広域行政深化の例】



要望19 関西圏内の公立大学同士による、さらなる単位互換制度の実施

- ・ 関西圏内の公立大学において、語学や教養科目も含めて単位互換を実施すれば、関西全体の公立大学の価値が向上するのではないか。（建設）

< 関西圏内の公立大学の単位互換について >

表7に記載の通り、関西広域連合の域内には、13の公立大学がある（2022年2月現在）。すでに各大学において近隣大学との単位互換を行っているが、同一府県内での取り組みにとどまっている。

(表7) 関西広域連合構成府県市内の公立大学の現状整理

構成府県市名	①滋賀県	②京都府			③大阪府	
大学名	-1.滋賀県立大学	-1.京都市立芸術大学	-2.京都府立医科大学	-3.京都府立大学	大阪市立大学	大阪府立大学
所在地 ※点在している場合は 大学本部の住所	〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町2500	〒610-1197 京都市西京区大枝沓掛町13-6 ※令和5(2023)年に京都駅東部への全面移転を予定 https://www.kcua.ac.jp/profile/iten/	〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465	〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5	〒558-8585 大阪府大阪市住吉区杉本3-3-138	〒599-8531 大阪府堺市中央区学園町1-1
学部	<ul style="list-style-type: none"> ●環境科学部/環境生態学科、環境政策・計画学科、環境建築デザイン学科、生物資源管理学科 ●工学部/材料科学科、機械システム工学科、電子システム工学科 ●人間文化学部/地域文化学科、生活デザイン学科、生活栄養学科、人間関係学科、国際コミュニケーション学科 ●人間看護学部/人間看護学科 	<ul style="list-style-type: none"> ●美術学部/美術科、デザイン科、工芸科、総合芸術科 ●音楽学部/音楽学科 	<ul style="list-style-type: none"> ●医学部/医学科、看護科 	<ul style="list-style-type: none"> ●文学部/日本・中国文学科、欧米言語文化学科、歴史学科、和食文化学科(2019年4月開設) ●公共政策学部/公共政策学科、福祉社会学科 ●生命環境学部/生命分子化学科、農学生命科学科、食保健学科、環境・情報科学科、環境デザイン学科、森林科学科、附属農場、附属演習林 	<ul style="list-style-type: none"> ●商学部/商学科、公共経営学科 ●経済学部/経済学科 ●法学部/法学科 ●文学部/哲学歴史学科、人間行動学科、言語文化学科、文化構想学科 ●理学部/数学科、物理学科、物質科学科(平成21年度から募集停止) 化学科、生物学科、地球学科 ●工学部/機械工学科、電子・物理工学科、電気情報工学科、化学バイオ工学科、建築学科、都市学科 ●医学部/医学科、看護学科 ●生活科学部/食品栄養科学科、居住環境学科、人間福祉学科 	<ul style="list-style-type: none"> ●現代システム化学域/知識情報システム学類、環境システム学類、マネジメント学類 ●工学域/電気電子系学類、物質科学系学類、機械系学類 ●生命環境化学域/獣医学類、応用生命科学類、緑地環境化学類、理学類 ●地域保健学域/看護学類、総合リハビリテーション学類、教育福祉学類
単位互換 ※サイトより抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ●環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度など <p>本学では、平成17年度から滋賀県にキャンパスを置く12大学の間で単位互換制度(環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度)を実施しています。</p> <p>また、平成14年度から滋賀大学と、平成21年度から彦根3大学(滋賀大学、聖泉大学、本学)による単位互換を実施しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大学コンソーシアム京都など <p>大学コンソーシアム京都に参加しており、単位互換参加約50大学の学生向けに開設した京都世界遺産PBL(Project Based Learning)科目の一講座として、平成27年度に開講した『保存科学入門「東寺」絵巻を作る』に参加。</p>	<p>京都工芸繊維大学、京都府立大学及び京都府立医科大学(以下「三大学」という。)では、学生のみならず、教養教育に係る授業科目を幅広く選択履修できるようにして、様々な角度から総合的に物事を観察し的確に判断できる能力と豊かな人間性を養っていただくとともに、大学間の学生交流を深めてもらうために、単位互換制度を活用して、教養教育の連携を進めることとしました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大学コンソーシアム京都など <p>京都府立大学は大学コンソーシアム京都の単位互換協定に加盟しています。この単位互換制度では、同じく加盟する他大学の授業を履修することができます。この授業の単位を取得できた場合は、卒業に必要な教養教育科目の単位として認定されます。</p> <p>また、大学コンソーシアム京都とは別に学部・研究科で独自に他大学(京都工芸繊維大学、京都府立医科大学)と協定を結び、単位互換制度を設けています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大学コンソーシアム大阪など <p>平成14年度から、教育分野における交流を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、大阪府立大学及び大阪商業大学との間で単位互換を実施しています。</p> <p>さらに平成18年度から新たに大学コンソーシアム大阪として単位互換事業が実施されています。</p>	<p>本学では、他大学との協定に基づき、次の表のとおり単位互換制度を実施しています。</p> <p>単位互換制度により、協定先大学で科目を履修し、修得した単位は、本学学則の規定に基づき、本学で修得したものと単位認定されます。</p> <p>▼学域生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立大学 ・大阪商業大学 ・南大阪地域大学コンソーシアム加盟大学 ・大学コンソーシアム大阪加盟大学

構成府県市名	④兵庫県			⑤奈良県		⑥和歌山県	⑦鳥取県
大学名	-1.神戸市看護大学	-2.神戸市外国語大学	-3.兵庫県立大学	-1.奈良県立医科大学	-2.奈良県立大学	-1.和歌山県立医科大学	-1.公立鳥取環境大学
所在地 ※点在している場合は 大学本部の住所	〒651-2103 神戸市西区学園西町3丁目4番地	〒651-2187 神戸市西区学園東町9丁目1	〒651-2197 神戸市西区学園西町8丁目2-1	〒634-8521 奈良県橿原市四条町840番地	〒630-8258 奈良市船橋町10番地	医学部：〒641-8509 和歌山市紀三井寺811番地1 保健看護学部：〒641-0011 和歌山市三葛580番地 薬学部：〒640-8156 和歌山市七番丁25番1	〒689-1111 鳥取市若葉台北一丁目1番1号
学部	●看護学部/看護学科	●外国語学部/英米学科、ロシア学科、中国学科、イスパニア学科、国際関係学科、第2部英米学科	●国際商経学部/国際商経学科 ●社会情報科学部/社会情報科学科 ●工学部/電気電子情報工学、機械・材料工学科、応用化学工学科 ●理学部/物質科学科、生命科学科 ●環境人間学部/研究科 ●看護学部/看護学研究科 ※以下は国際商経学部にて再編（2019年4月） ○経済学部 ○経営学部	●医学部/医学科、看護学科	●地域創造学部/地域創造学科	●医学部/医学科 ●保健看護学部/保健看護学科 ●薬学部/薬学科	●環境学部/環境学科 ●経営学部/経営学科
単位互換 ※サイトより抜粋	●神戸研究学園都市大学交流推進協議会など 学園都市という名前どおり、本学の周辺にはたくさんの大学があります。隣には 流通科学大学 があるのを始め、 神戸市外国語大学 、 神戸芸術工科大学 、 兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス（経済学部・経営学部） 、 神戸市立工業高等専門学校 の5大学1高専があります。これらの大学・高専と本学は、学園都市単位互換制度を共同で設けています。この制度によって、他大学、高専の単位互換を認められた科目の授業を受け、その単位を取得することができます。授業は、学園都市駅近くの「ユニティ大学共同利用施設」で行われる特別科目と、他大学で行われる学内提供科目とがあり、どちらも、各大学の学生と机をならべて学ぶことになります。 また、 大学コンソーシアムひょうご神戸 にも参加	●神戸研究学園都市大学交流推進協議会など 本学を中心として学園都市及び近隣の6つの大学・高専では、単位互換授業をはじめ、市民公開講座の開催、大学間の交流などいろいろと協力しあっています。 ▼単位互換授業参加大学 ・ 神戸市外国語大学 ・ 神戸芸術工科大学 ・ 流通科学大学 ・ 兵庫県立大学(神戸商科キャンパス) ・ 兵庫県立大学(明石看護キャンパス) ・ 神戸市立工業高等専門学校 ・ 神戸市看護大学 □ また、 大学コンソーシアムひょうご神戸 にも参加	●神戸研究学園都市大学交流推進協議会など 単位互換講座は、神戸研究学園都市大学連絡協議会・神戸研究学園都市大学交流センター推進協議会に加盟している 流通科学大学 、 神戸芸術工科大学 、 神戸市外国語大学 、 兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス 、 神戸市立工業高等専門学校 、 兵庫県立大学明石キャンパス 、 神戸市看護大学 （以下「大学」という。）が「単位互換に関する協定」に基づいて他の大学の提供する科目を受講して、取得した単位を正規の単位として認定できるようにしたものです。 ※流通科学大学HPから抜粋 また、 大学コンソーシアムひょうご神戸 にも参加	●奈良県大学連合に参加しており、R2年度で下記の大学と単位互換を実施 ・ 帝塚山大学 ・ 天理大学 ・ 奈良大学 ・ 奈良教育大学 ・ 奈良県立大学 ・ 奈良県立医科大学 ・ 奈良学園大学（※三郷キャンパス） ・ 奈良学園大学(※登美ヶ丘キャンパス) ・ 奈良女子大学	●奈良県内単位互換制度 奈良県内の大学との間で、相互に単位を認定します。対象の大学は、 奈良女子大学 ・ 奈良学園大学 ・ 奈良県立医科大学 ・ 奈良教育大学 ・ 奈良大学 ・ 天理大学 ・ 帝塚山大学 ・ 奈良佐保短期大学 です。1科目から履修できます。 ●国内留学単位互換制度 本学では、県外の大学との間で、相互に単位を認定しています。対象の大学は、 名桜大学（沖縄県） 、 東海大学国際文化学部（北海道・札幌キャンパス） 、 福井大学国際地域学部（福井県） です。 ●また、 奈良県大学連合 にも参加 ・ 帝塚山大学 、 天理大学 、 奈良大学 、 奈良教育大学 、 奈良県立大学 、 奈良県立医科大学 、 奈良学園大学（※三郷キャンパス） 、 奈良学園大学(※登美ヶ丘キャンパス) 、 奈良女子大学	●高等教育機関コンソーシアム和歌山上記に参加しており、参加大学は下記の通り。 ・ 和歌山大学 ・ 和歌山県立医科大学 医学部 ・ 和歌山県立医科大学 保健看護学部 ・ 高野山大学 ・ 近畿大学生物理工学部 ・ 和歌山信愛女子短期大学 ・ 和歌山工業高等専門学校	●鳥取県4大学の単位互換に関する包括協定 平成29年6月5日、 鳥取大学 、 鳥取短期大学 、 鳥取看護大学 、本学との間で「鳥取県4大学の単位互換に関する包括協定書」が締結されました。この協定により、平成29年度後期より各大学との間で単位互換科目の提供が行われています。 ● 放送大学との単位互換 H24年に上記の規程を定めている

要望 20 各自治体の人材を共有することによる、土日祝日も含めた行政サービスの提供（例：保健所による食中毒対応など）

- ・食中毒は、迅速な対応が求められる。社内では即対応しているが、来店客の多い土日に関わった場合、保健所の対応が月曜になる。（小売）

要望 21 検査・監督・指導を行う自治体の専門人材の共有

- ・自治体によっては、審査件数が多く待ち時間が長く、工場設備の建設等が予定通り進まないことがある。専門人材の共有により、申請手続きの迅速化や対応レベルの平準化が期待される。（製造）

要望 22 小規模市町村に対する土木・建築技術者派遣の連携

- ・インフラの老朽化が進む中、独自で対応が困難な小規模自治体への健全性の調査、更新計画の支援などが必要。（建設）

【観光分野の強化】

要望 23 広域での観光客誘致に向けた施策の強化

- ・大阪・関西万博開催に向けた関西広域での協力体制の構築、関西広域からの誘客や万博会場から他地域への人流の創出に取り組んでもらいたい。（不動産、その他サービス ほか）
- ・ワールドマスタースゲームズ 2021 関西の効果最大化に向けた施策に取り組んでもらいたい。参加者の広域周遊促進、レガシー創出など。（運輸・通信）
- ・MICE について、関西全体での誘致活動の強化をお願いしたい。例えば広域視点での施設整備、開催地が京都であっても、大阪や神戸に回遊する仕組みを作るなど。（その他サービス、運輸・通信）

要望 24 関西広域での財源確保による訪日外国人観光客誘致に向けた施策の実施


- ・企業単体では地域に人を呼び込むことまではできないので、関西広域連合で財源を確保し、人の流れを作ることを期待している。（宿泊）

【産業分野の強化】

要望 25 関西内で拠点・施策を絞ったスタートアップ支援

- ・例えばアクセラレーションプログラムや人材育成など、京都・大阪・神戸それぞれで同じような施策が動いている。今後うめきた2期のまちづくりをしていく中では、きちんと役割分担をして欲しい。（不動産）

分野4. 国からの権限移譲と総合行政としての機能強化

 要望 26 2以上の府県にまたがるために国出先機関の権限となっている建設業許可の関西広域連合への移譲（国土交通省 近畿地方整備局）

・建設業許可の取得・更新に際し、大臣許可の場合は90日程度かかるが、都道府県知事許可の場合は30日程度で取得・更新できる。申請業務の円滑化・効率化につながるのではないか。（運輸・通信、建設）

 要望 27 鉄道バリアフリー工事等への補助（国も含む）に対する関西広域での調整

・鉄道駅のバリアフリー工事などは、国土交通省、自治体、事業者が3分の1ずつ負担する仕組みとなっており、事業者は来年度計画について国交省と自治体の双方からバラバラに調査を受ける。国で予算がついても自治体でつかず、実現しない場合もある。広域都市圏の利用者すべての利益になるものであり、決定権と予算を関西広域連合に集中し、優先順位をつけて整備していくことが理想。（運輸・通信）

要望 28 広域・複数自治体共同でのインフラの整備・維持・管理

・行政区を跨ぐ都市計画道路（市道）整備の円滑な実施を求める。供用開始時期を合わせる等の調整を行って欲しい。（不動産）

【（都道府県・市町村などに届ける）各種申請・手続きの関西広域連合への移譲】

要望 29 道路や河川の占用許可申請、行政財産使用届などの窓口の一本化（現状は管理者ごとに申請が必要）

要望 30 産業廃棄物の移動に関する各府県への申請、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管及び処分状況等届出の関西広域連合への一本化

・申請書の様式が自治体ごとに異なっており、かつ自治体を越えて移動するには双方の自治体に申請が必要。関西広域連合で様式の統一や申請の一本化が行われると効率化になる。事前協議制度や先行許可制度の有無といった差もあり、自治体ごとに異なった対応が必要。（運輸業、電気・ガス・熱供給・水道業 ほか）

要望 31 医薬品・毒劇物等の販売・貯蔵関連の届出の関西広域連合への一本化
(現状は保健所単位での申請が必要)

- ・保健所に薬局開設の許認可申請を行っている。例えば株主総会で代表者が変更になると、各保健所に「変更届」を30日以内に提出しなければならないが、膨大な部数になる。登記簿謄本も全てに添付しなければならないが、取得費用は人が雇えるくらいの金額になる。届出先が関西広域連合に広域化されるだけで大変な効率化になる。(卸売業)

要望 32 屋外広告物許可申請書の届出の関西広域連合への一本化、提出書類の様式統一

- ・店舗には必ず看板が必要なため、年間200～250件程度の申請を行っている。広告物を設置する場所の都道府県または政令市や中核市に届けるが、更新時期が2年の自治体と3年の自治体があり、管理が煩雑。統一されれば管理コストが削減できる。また、提出書類の様式も自治体により異なり、統一されれば点検内容を自動的に様式に落として提出できるようになる。

(金融・保険)

Ⅲ. アンケートに基づく国への要望

<要望の背景・課題>

国に対する要望に関し、アンケートでは、広く、「事業活動を行う上で国の省庁・出先機関等に対して申請・手続きを行っていること」を調査した。その上で、国から地方にその権限を移譲すべきものとして挙げたのが、高層建築物の建築に必要な大臣許可の撤廃または緩和、酒類・たばこ販売許可権限の都道府県知事への移譲、鉄道バリアフリー工事等への補助事業の窓口の自治体への一本化、などである。

検討会の問題意識として、「東京に行かなければ物事が進まないことを、関西で完結させることにより、地域力向上、経済活性化を図る」という点がある。超高層建築物の建築に必要な国土交通大臣の認可については、専門家による審査委員会での審査などにより、大変な日数がかかっている。大規模開発等においては、建設期間が長期化すれば、そのまま人件費等のコストに跳ね返るため、審査期間などの手続きにかかる期間の短縮、簡素化は、地域経済の活性化、ビジネス環境の向上にとって非常に大きな意味を持つ。

「2以上の府県にまたがるために国出先機関の権限となっているものの関西広域連合への移譲」については、政府の「提案募集方式」において、過去に関西広域連合からも提案を行っているが、実現していない。今回のアンケートにおける企業の声からは、建設業許可については審査期間が自治体のほうが短いなど、具体的なメリットが明らかとなった。

1. 地方への権限移譲

(1) 関西広域連合への権限移譲

【2以上の府県にまたがるために国出先機関の権限となっているものの関西広域連合への移譲】



要望 33 建設業許可の関西広域連合への移譲（国土交通省 近畿地方整備局）

・建設業許可の取得・更新に際し、大臣許可の場合は90日程度かかるが、都道府県知事許可の場合は30日程度で取得・更新できる。申請業務の円滑化・効率化につながるのではないか。（運輸・通信、建設）

要望 34 宅地建物取引業、不動産鑑定業の免許の更新・申請の関西広域連合への移譲（国土交通省）

要望 35 土地収用法に係る事業の認定、申請書の提出の受理等の関西広域連合への移譲（国土交通省）

要望 36 液化石油ガス法上における販売事業、認定保安機関の登録・変更等の関西広域連合への移譲（経済産業省 中部近畿産業保安監督部近畿支部）

(2) 都道府県への権限移譲

【建築関係の権限移譲】



要望 37 超高層建築物（建築基準法第 20 条 1 項に規定される 60m 以上の建築物）の建設等に必要な国土交通大臣の認可（専門家による審査）の撤廃または緩和

- ・ 超高層建築物や免振建築物の建設にあたっては、国土交通大臣の指定機関による認定（専門家による審査）が必要であり、順番待ちとなっている。60m を超す建築物は都市部では多数あり、時代に合わないのでは。特殊性の低いものについては通常の建築確認申請と同様に自治体への申請とする、60m の高さを緩和するなどができれば開発が進む。（不動産）

要望 38 特定優良賃貸住宅について、地方整備局と当該自治体の双方に申請を行っている用途変更手続きの地方自治体への一本化（国土交通省）

- ・ 特定優良賃貸住宅について、建設時等の申請先は都道府県知事であるが、用途変更手続きについては、都道府県知事及び地方整備局に申請を行っているため、申請先を 1 か所にしていただければ業務の効率化が進む。国・当該自治体との調整が大変なため、自治体のみで完結するとスピード感が高まる。（不動産）

【小売関係の免許交付の権限移譲】



要望 39 酒類販売免許の交付（税務署）やたばこ小売販売業許可（財務局）の権限の都道府県知事への移譲

- ・ スーパーマーケットの開店・営業に関する許可や届出の申請先は主に都道府県知事や保健所であるが、酒類販売免許の申請（酒税法による。税務署）やたばこ小売販売業（たばこ事業法による。窓口 JT⇒財務局）については、専売であった時代の名残もあり国への申請が必要。地方自治体に権限を移譲すれば、業務の効率化が図れ、自治体としてもトータルで把握することができるのではないか。（小売）

2. 自治体への窓口の一本化

要望 40 交通や都市開発に関する各種補助金申請について、国庫補助も含めて窓口を自治体に一元化

- ・鉄道新線の開発や宅地開発において、国交省鉄道局、国交省河川局（土地のかさ上げ）などの補助事業の対象となっている。国と地方自治体の双方から補助を受ける場合に、国・当該自治体との調整が大変であり、自治体のみで完結するとスピード感が高まり、独自性が発揮できるのではないかと。（不動産）
- ・鉄道駅等の整備において、国土交通省（鉄道局、河川局）の補助事業を使って整備しているもの（新線開発やバリアフリー工事、高架橋柱耐震補強など）について、国、当該府県・市との個別の調整や審査が必要。窓口の一本化や国・自治体間の情報共有・連携があれば効率的と考える。（運輸・通信）

3. その他

要望 41 地域公共交通計画に定める交通機関等の計画に対する国の助成の柔軟化

- ・地域公共交通計画に定める交通機関等の計画に対しては、現状では事業ごとの助成となっているが、一旦事業計画（何をやるか、いくらかかるか）を積み上げて国の認定を得たら計画全体への助成としていただき、使途は決定の範囲内で地域に委ねる運用とできるよう見直していただきたい。それにより、より地元のニーズにあった公共交通サービスの実現につながると考える。例）公共交通事業者の駅の改修・バリア解消等に関する事業と、自治体の駅前広場の交通結節点としての機能向上に関する事業を、計画全体に対する大枠での助成を活用して一体的に計画・実施する。（運輸・通信）

要望 42 事業再構築補助金（令和2年度3次補正予算で成立）の地方への移譲

- ・事業再構築補助金について、会員企業の多くが申請しているが、採択に時間がかかる。オンラインでの申請のため、関西広域連合にその権限を移せば、企業が気軽に相談に行くことができ、交付が早まるなど、利便性の向上や地域の特徴・強みの発揮に役立つと思われる。（その他サービス）

要望 43 自治体ごとに異なる様式の統一、行政手続きの電子化に向けた自治体への支援（必要なシステム改修に対する財政支援等）

- ・自治体窓口を訪問し申請書提出しているものが、電子化されれば提出における効率化を図ることができる。また、電子申請様式においても統一化されれば、申請方法の確認等を行うこともなくスムーズに手続きを進めることができる。（製造、電気・ガス・熱供給・水道業 ほか）
- ・自治体ごとに異なるシステムを統一し、使い勝手を良くしてほしい。（その他サービス ほか）

要望 44 国と自治体への二重報告が生じているものに関し、国から自治体へのデータの連携（例：エネルギー定期報告書及び中長期計画書、エネルギー消費統計調査の報告）

- ・経済産業省資源エネルギー庁と所管官庁に提出するエネルギー定期報告書及び中長期計画書においては、電気や重油、ガスなどの使用量と、それに基づき原単位、エネルギー排出量（Co2 排出量（t））などを報告する。各都道府県が条例により求める報告では、Co2 排出量など提出する単位の求め方などが自治体によって少しずつ異なるため対応が煩雑である。元となるエネルギー使用量のデータはエネルギー庁に提出しているため、各自治体はそれを引用してもらえれば、各自治体に個別に提出する必要がなくなるのでありがたい。（金融・保険、製造）

IV. コロナ対策に関する要望

1. 関西広域連合への要望

要望 45 府県の垣根を越えた、経済圏・生活圏に応じた一体的な対応

- ・休業要請や外出自粛要請の基準が自治体ごとに微妙に異なるため、店舗の営業の判断や、従業員の通勤に関する対応に苦慮している。会社としては統一した取組み、指針を明示して感染予防対策を講じていくことが必要であるが、事業所が所在する地域が複数の自治体となっていることから、会社の取組と自治体の基準とが必ずしも一致しない。（例：生活必需品の定義が都道府県ごとに微妙に異なり、書店が営業できる店舗とできない店舗があった。）
(小売、運輸・通信、製造、ほか)
- ・コロナ対策として各種補助金があるが、要件が自治体により異なっている。社として一律の対応がしづらいため、揃えてほしい。（例：空気清浄機の洗浄やフィルター交換が補助金の対象となる場合とならない場合がある。）
(製造、不動産)

要望 46 関西広域連合への法的位置づけ・役割の付与を国に求めること

- ・府県単位・関西広域連合単位でコロナ対応の振り返りを行い、できなかったことの中で関西広域社会活動規制や、経済対策等の対象地域連合が権限をもち主体となれば解決する・効率的となる事項を検討頂きたい。関西広域連合で一体的に資源を活用して今後のコロナ対応等を行ってほしい。
(運輸・通信ほか)

要望 47 コロナ感染拡大に備えた広域での医療体制の強化(高度医療機関の共有等)

- ・コロナの重症患者の療養等を行う行う高度な医療機関・入院病床を、自治体を越えて共有し、有効活用することを希望。（運輸・通信ほか）

2. 国への要望

要望 48 政策決定プロセスへの地方の参画

緊急事態宣言の発出・解除といった重要事項を国が決定する際には、地方自治体の意見聴取を行うことを政策決定のプロセスに明確に位置づけることが必要。

要望 49 広域ブロックの役割の明確化

関西広域連合は、医療資器材や人材・患者の融通調整、検査の広域連携等の広域調整を行っている。こうした役割を強化するため、広域連合の役割を新型インフルエンザ等対策特別特措法や基本的対処方針に明記すべき。社会活動規制や経済対策等の対象地域の決定においては、関西広域連合を意見聴取の対象とすべき。

要望 50 地方自治体への必要な権限と財源の移譲

住民や事業者に密着した対応を行っている地方自治体が機動的に財政出動を行うことができるよう、支援金・協力金等必要となる財源は、権限と一体で地方に付与すべき。

- ・国が責任を持って取り組むものと、地域の実情に応じて地方が取り組む事の整理をもっと綿密に行うべき。（製造）
- ・緊急事態宣言時の休業要請に関し、基本的対処方針に記載されているような「国との事前の協議」は不要。国においては、全国的に取り組むべき課題に特化すべき。（運輸・通信）
- ・緊急事態宣言の発出権限を地方自治体に委ねて頂きたい。地方のことは地方しか分からず、緊急に対応すべき際に地方自治体が要望を出すなどして国が検討して発出するというスキームに無理があると思われる。（化学）
- ・生活圏で一体的に感染防止対策（移動制限・休業要請等）をとる必要があるが、国の施策はスピード感に欠け、自治体の施策は財源の問題もあって、地域毎に温度差があった。コロナ禍のような、地域により影響に差があり、日々状況が変化する問題については、対応責任を地方自治体へ集約し、権限・財源の移譲を明確に行うことが、早期・的確な対応につながると考えられる。（卸売）

おわりに

検討会では、企業が事業活動を行う上で直面する課題、企業の生の声をもとに、関西における望ましい広域行政のあり方、関西広域で取り組むべきこと・統一すべきことなどについて議論を行った。具体的な個別事例について、自治体ごとの違い等を比較することで、複数自治体で事業活動を行う企業の負担が明らかとなった。関西広域連合には、この結果を受け止め、関西のビジネス環境の向上、住民の利便性向上を目指して、アクションプランや実現に向けたスケジュールを策定するなど、要望の実現に向けて推進体制を構築し行動することを強く期待したい。

アンケートでは、Ⅱ～Ⅳに記載した要望に加えて、地方分権改革を進めるためのアイデア、道州制に向けた国民的な議論を進めるためのアイデアについても回答を得た。問題意識としては、人口減少を踏まえた持続可能な地方制度のあり方、首都圏集中からの脱却、といった点が複数挙げられた。議論喚起に向けては、道州制のメリットとデメリットなどの情報提供を幅広く行う、SNSの活用による若年層への発信、などの意見が挙げられた。また、日本で唯一の存在である関西広域連合の実績を積み上げ、成果を見える化して発信するという意見も複数あり、関西広域連合への期待の高さが伺える。

関経連地方分権・広域行政委員会では、今回のアンケートで得られた意見を参考とし、日本の成長拠点としての関西の地域力向上に向け、関係者と連携を深めながら、今後も地方分権改革・広域行政の推進に向けた活動を行っていく。

参考資料

1. 検討会の概要

<検討会メンバー>

主査	大阪大学 法学部 教授	北村 亘
副主査	甲南大学 経済学部 教授	足立 泰美
オブザーバー	関西広域連合 本部事務局 地方分権課課長	柳生 小夜
メンバー		
関西電力	秘書室秘書グループ リーダー	五十嵐 純
紀陽銀行	大阪支店 副支店長	森 秀明
京阪ホールディングス	グループ管理室総務部 (秘書) 部長	植田 聡
シークス	総務部 兼 経理部 IR 担当 マネージャー	廣瀬 展之
J. フロントリテイリング	業務統括部総務部 スタッフ	松尾 誠司 (2021年8月まで)
J. フロントリテイリング	業務統括部 総務部 参与	岡 裕之 (2021年9月より)
住友電気工業	企画調査室長	齋木 裕
銭高組	大阪支社 営業部 営業課長	赤松 伸一
第一生命保険	関西マーケット統括部関西マーケット統括室 マネージャー	植村 純也
西日本旅客鉄道	総合企画本部 部長	平野 剛
西日本旅客鉄道	総合企画本部	石原 徳也
バンドー化学	総務部 理事	雪永 剛 (2021年10月まで)
バンドー化学	新事業推進センター 営業部長	南光 秀晃 (2021年11月より)
三井住友信託銀行	業務部 主管	森田 寛
三井住友信託銀行	業務部 審議役	高草木 典喜
りそな銀行	経営管理部 グループリーダー	石原 徳之
りそな銀行	経営管理部 経済調査グループ	大橋 元太
事務局		
関西経済連合会	理事・地域連携部長	神田 彰
関西経済連合会	地域連携部参与	田村 晃之
関西経済連合会	地域連携部参事	矢野ひとみ
関西経済連合会	地域連携部参事	松岡 憲弘

※敬称略、社名五十音順

<検討会開催概要>

○第1回

日時：2021年8月4日（水）

議題：・検討会の進め方について
・アンケート結果のまとめ方について

○第2回

日時：2021年10月8日（金）

議題：・国への提案、関西広域連合への提案について
ゲスト：日本経済新聞社 編集委員 谷 隆徳氏

○第3回

日時：2021年12月6日（月）

議題：・国への提案、関西広域連合への提案について

○第4回

日時：2022年2月24日（木）

議題：・報告書案について

2. アンケート調査票

会員各位

2021年6月14日

公益社団法人関西経済連合会
地方分権・広域行政委員長 錢高 一善

地方分権・広域行政に関するアンケート調査へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当会の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の対応においては、府県を跨いだ移動の自粛といった広域対応・広域連携や、国と地方自治体との役割分担などにおいて、課題が明らかとなりました。

関経連では、2020年11月に提言「コロナ禍を踏まえた分権・分散型社会の構築に向けて」を発表し、関西広域連合が広域行政を深化させて地方分権改革の先導役となることを期待するとともに、国においては、道州制も含めた「新たな国づくり」の議論を進めるよう、主張しております。関西広域連合に対しては、今後目指すべき方向性や取り組む分野として、以下を提案しております。

【関西広域連合が今後10年で目指すべき方向性と具体的に取り組む分野例】

- ・企画調整機能の強化（本部事務局の機能強化等）
- ・広域行政の深化と拡張
- ・国からの権限移譲の受け皿となる体制作り・地方分権改革の新たな手法の推進（地方分権特区等）
- ・行政のデジタル化推進の関西における司令塔
- ・広域での危機管理体制の強化
- ・公設試験研究機関の機能の広域化による広域産業振興
- ・各種申請・手続きの関西広域連合への移譲

そこで、国からの権限移譲や関西広域連合の実績につながる事例を様々な分野から掘り起こし、関西から地方分権改革と広域行政を推進して参りたいと考えております。関西企業における、国から地方への権限移譲・規制緩和に対するニーズや、都道府県を越えた広域行政に対するニーズを以下のアンケートにてお伺いし、望ましい広域行政・地方分権改革に向けた国や関西広域連合への働きかけ、道州制の議論喚起に活用するとともに、企業にとってビジネスをしやすい環境づくりを関西から進めて参りたいと存じます。何卒アンケートの趣旨をご理解の上、官公庁・行政への申請をされている部署など、関係する部署へ回覧頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。Q4～Q5につきましては、是非、会員代表者様ご本人のご意見を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。 敬具

関西広域連合とは： 2010年12月に設立された、日本で唯一の府県が加入する広域連合。

○構成団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、
京都市、大阪市、堺市、神戸市（政令市は2012年、奈良県は2015年に加入）

○位置づけ：特別地方公共団体（日本で唯一の、都道府県を越えた広域自治体）

○設立のねらい：

- (1) 地方分権改革の突破口を開く（分権型社会の実現）
- (2) 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）
- (3) 国と地方の二重行政を解消する（国の地方支分部局の事務の受け皿づくり）

○取り組む事務：広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修の7つの事務と、広域にわたる政策の企画調整（広域インフラの整備促進、琵琶湖・淀川流域対策等）に取り組む。

※ご回答は、次頁からの回答用紙に記入ください。

※締め切りは、7月16日（金）とさせていただきます。

※ご回答内容を公表物に使用する場合は、個社名は伏せ、集計結果や記述内容のみ使用いたします。

必要に応じ、記載内容に関し、事務局から個別にヒアリングさせていただくことがあります。

地方分権・広域行政に関するアンケート調査

貴社名							
部署・お役職			ご担当者名				
ご連絡先 TEL :			Eメール :				
<p>【資本金】該当するものに○をお付け下さい。</p> <p>① 5千万円以下 ② 5千万円超1億円以下 ③ 1億円超3億円以下 ④ 3億円超</p> <p>【国内事業所の所在地】該当するものに○をお付け下さい。</p> <p>① 関西2府6県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県）内の複数の府県に事業所（本店、支社・支店、工場、営業所等）が所在 （例：大阪府と京都府など）</p> <p>② 関西2府6県の単一の府県に事業所が所在（例：大阪府内のみ、兵庫県内のみなど）</p> <p>③ 関西2府6県内とその他の地域に事業所が所在（例：三大都市圏、関西と関東など）</p> <p>④ 概ね47都道府県に事業所が所在</p> <p>⑤ 概ね全国の各地域ブロックに事業所が所在</p> <p>【業種】該当するものに○をお付け下さい。複数業種の場合は、主要業種に○をお付け下さい。</p>							
製造業		非製造業					
1	食料品	卸 売 業	21	繊維・衣服等	サ ー ビ ス 業	41	飲食店
2	繊維工業・繊維製品		22	金属・鉱物・建築材料、化学製品		42	物品賃貸業
3	パルプ・紙製造業		23	機械器具		43	旅館・その他宿泊所
4	化学工業		24	その他卸		44	娯楽業
5	鉄鋼		25	小売業		45	情報サービス・調査業
6	非鉄金属・金属製品		26	出版・印刷		46	広告業
7	一般機械器具		27	建設業・各種設備工事		47	その他サービス業
8	電気機械器具		28	不動産業			
9	輸送用機械器具		29	運輸・通信業			
10	精密機械器具		30	金融・保険業			
11	その他製造業		31	電気・ガス・熱供給・水道業			

【テーマ1：国から自治体への権限移譲、規制緩和】

Q1：御社が事業を行う上で、国の本省や出先機関に対して届出や許認可、補助金の申請などを行っていることがあればお教えてください。

また、その中で、国から自治体（都道府県、市町村、および関西広域連合）にその権限を移せば、企業にとっての利便性の向上や地域の特徴・強みの発揮に役立つと思われることがあれば、お教えてください。

(例)

- ・都市開発に関して国の補助事業の対象になっている。国・当該自治体との調整が大変なため、自治体のみで完結するとスピード感が高まり、独自性が発揮できる。
- ・高層建築物の建設には国土交通大臣の許可が必要であり、順番待ちになっている。特区的に緩和できれば開発が進む。
- ・公共交通・準公共交通の運賃改定に関し、大臣許可が必要。地域で決定できるようにすると良い。

※例とまったく同じ回答でも結構ですので、その場合はその旨お書きください（以下同じ）。

Q2：御社が事業を行う上で、2以上の府県にまたがるために、許認可や申請の届出先が国出先機関となっているもの（単一府県内であれば、届出先は知事であるもの）について、関西広域連合に移譲すると良い、あるいは移譲しても支障がないと思われることがあれば、お教えてください。

(例) ※以下はすべて、一の府県域の場合は、府県知事の権限

- ・電気工事業等の登録（中部近畿産業保安監督部近畿支部）
- ・建設業等の許可（近畿地方整備局）
- ・宅地建物取引業、不動産鑑定業等の免許の申請・更新（近畿地方整備局）
- ・土地収用法に係る事業の認定、申請書の提出の受理等（近畿地方整備局）
- ・中小企業等経営強化法にもとづく経営革新計画の承認、変更の承認、報告等（近畿経済産業局）

Q3：コロナ禍を踏まえて、国と地方自治体の役割分担を見直すべきと思われることや、自治体にもっと権限を与えるべきと思われること、コロナ対応において自治体ごとに基準が異なり苦慮していること等があれば、お教えてください。

(例)

- ・コロナ対策における決定権、財源（例：緊急事態宣言の発出権限、休業要請に対する協力金等の金額の決定権限・財源等）の地方自治体への移譲
- ・コロナの特別措置法において、休業要請は都道府県知事が行うとなっているものの基本的対処方針などにより国との協議が義務付けられていることの見直し
- ・休業要請や外出自粛要請の基準が自治体ごとに微妙に異なる（生活必需品の定義等）ため、対応に苦慮している
- ・飲食店におけるCO2センサーの設置など、どこまで対応すれば給付金の対象となるかが明確でない

Q4：関経連では、2020年11月の提言において、「都道府県を存置した道州制の姿も選択肢として想定することで議論の幅を広げ、あらゆる主体が参加し、新しい広域行政の姿の選択肢を増やす柔軟な議論を行うことが必要」と主張しております。

いかにすれば道州制に向けた国民的な議論を進めることができるかについてのアイデアやご意見があれば、ご自由にお書きください。

Q 5 : その他一般的に、国から地方自治体に権限・財源を移譲すべきとお考えのこと、国と地方の役割分担を見直すべきとお考えのこと、地方分権改革を進めるためのアイデアやご意見があれば、ご自由にお書きください。

(例)

- ・ 地方創生交付金等の交付金の使途の柔軟化、対象事業の決定権の自治体への移譲
- ・ 「地方分権特区」を創設し、関西広域連合や特定の自治体を対象とした実証実験を行った上で権限移譲を行う

【テーマ2：広域化・デジタル化による行政手続きの煩雑さ・不便さの解消】

Q 6 : 各自治体に対する申請・手続きや、各自治体の公表する情報に関して、デジタル化や一元化を進めると良いと思われるものがあれば、お教えてください。

- (例)
- ・ 自社設備の建設・増設にあたり多数の申請・届出が必要になり、連動しているものもあるが、自治体の中でも窓口となる部署がバラバラ。一つの電子フォーマットに入力すれば情報が各部署に展開されるようにしてほしい。
 - ・ 自社の業種の営業許可申請・更新の手続きを電子化してほしい。手数料等を現金や証紙での支払いではなく、振込等キャッシュレス化してほしい。
 - ・ 河川の水位やハザードマップ、避難所など防災に関する情報を、自治体ごとではなく、関西広域で一元化してほしい。
 - ・ 国（各省庁）・都道府県・市町村で似たような補助金制度があり、情報の確認が手間でありどこに問合せれば良いかわからない。補助金の情報をまとめてほしい。

Q7：下記のような、「現在各自治体に個別に申請・届出しているものが関西広域連合に一本化されれば効率化が図れる」という事例に対し、御社で同じようなニーズがあれば、具体例をお教えてください。

(例)

- ・関西各府県に事業所・販売店があり、医薬品、毒劇物の販売・取り扱いを行うにあたり、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）や毒物及び劇物取締法に基づき、取り扱う店舗が所在する府県ごとに届出を行っている。届出先が関西広域連合に一本化されれば、効率化が図れる。
- ・兵庫県内の事業所で発生した産業廃棄物を大阪府内に移動させるにあたり、兵庫県・大阪府両方での申請が必要。届出が関西広域連合に一本化されれば、効率化が図れる。

Q8：御社で事業活動を行う中で自治体に申請・届出を行う際、自治体ごとに書類等の様式や申請・届出の方法が異なり、対応が煩雑になっているという事例があれば、お教えてください。

(例)

- ・工事等にともない道路や河川の占用許可を提出する際、自治体ごとに申請様式や料金収納の方法が異なる。統一されれば、申請の手間・コストが削減できる。
- ・工場の建設・増設に関する届出や、製造設備に関する届出について、自治体ごとに判断や法令の解釈が異なる。

Q9：自治体（都道府県、市町村）ごとに基準やルールが異なるために対応に苦慮しているという事例があれば教えてください。

- (例) ・自治体を跨いで産業廃棄物の処理を行う場合、事前協議の必要性の有無などの対応が自治体ごとに条例で異なり煩雑なために、対応のための体制を府県ごとに用意しなければならない。関西広域で統一してほしい。
- ・当社のA工場が立地するa市では、関連する条例が多いために工場の新設・増設の際の手续が多い。当社B工場の立地するb市に比べ、着工までの手続きに時間を要する。
 - ・(例えば高圧ガス販売に係る手続きなど) 同じ業務でもA県では府県の事務となっているが、B県では県から権限移譲されているために市町村の事務となっている。市町村で担うべきものと関西広域で担うべきものを整理すべき。
 - ・コロナ対応としての外出自粛要請や休業要請において、府県ごとに基準やルールが異なり、府県を跨ぐ事業活動や、従業員の移動・通勤で対応に苦慮した。

【テーマ3：広域で取り組まれるべき施策】

Q10：関西広域連合が2010年に設立し、広域医療（ドクターヘリの広域運用等）、広域防災等の事務に取り組み、コロナ対応においては、医療資機材の融通や看護師派遣などの連携・調整を行っています。関西広域連合に今後期待することがあれば、ご自由にお書きください。

また、関西広域連合に限らず、府県を越えた広域で取り組むべきと考えられることがあれば、ご自由にお書きください。

- (例) ・広域・複数自治体共同でのインフラの整備・維持・管理
- ・まちづくり等に関する計画策定
 - ・関西内で拠点・施策を絞ったスタートアップ支援
 - ・関西広域での宿泊税による訪日外国人観光客誘致に向けた施策
 - ・大阪・関西万博開催に向けた関西広域からの誘客や万博会場から他地域への人流の創出
 - ・防災に関する広域での連携協定の締結
 - ・関西全体の行政のデジタル化

Q11 : 各自治体の保有する資源（公立の設備、人材、ノウハウ等）について、**府県域を越えて広域で共有**することで、御社の事業活動の円滑化や関西全体の発展や効率化、財政健全化につながるとされるものがあれば教えてください。

- （例）・ 自社の設備等の検査・監督・指導を行う自治体の専門的な職員が不足し、申請手続きが滞っている。関西各府県で共有してほしい。
- ・ コロナの重症患者の療養等を行う高度な医療機関を、自治体を越えて共有してほしい。
- ・ 人材などを共有することにより、土日祝日も含めた行政対応を行ってほしい。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

3. アンケート全回答

以下では、アンケートの全回答を記載する。ただし、事実誤認のあるものや表現上問題のあるものについては、修正・削除を行っている。各設問における回答の分類は事務局が行ったものである。

テーマ1：国から自治体への権限移譲、規制緩和

Q1 御社が事業を行う上で、国の本省や出先機関に対して届出や許認可、補助金の申請などを行っていることがあれば教えてください。また、その中で、国から自治体（都道府県、市町村、および関西広域連合）にその権限を移せば、企業にとっての利便性の向上や地域の特徴・強みの発揮に役立つと思われることがあれば、教えてください。

(例)

- ①都市開発に関して国の補助事業の対象になっている。国・当該自治体との調整が大変なため、自治体のみで完結するとスピード感が高まり、独自性が発揮できる。
- ②高層建築物の建設には国土交通大臣の許可が必要であり、順番待ちになっている。特区的に緩和できれば開発が進む。
- ③公共交通・準公共交通の運賃改定に関し、大臣許可が必要。地域で決定できるようにすると良い。

【例示と同じ回答】①1社、②1社

【例示以外の回答】

<補助金・支援事業>

- ・国の令和2年度3次補正で成立した事業再構築補助金の場合、当団体の会員企業の多くが申請しているが、関西広域連合にその権限を移せば、企業にとっての利便性の向上や地域の特徴・強みの発揮に役立つと思われる。
- ・補助事業に関し、国と地方自治体の双方から補助を受ける場合に、国・当該自治体との調整が大変であり、自治体のみで完結するとスピード感が高まり、独自性が発揮できる。
- ・国・当該自治体との調整が大変なため、自治体のみで完結するとスピード感が高まり、独自性が発揮できる可能性がある。その他市街地再開発等における国からの補助金拠出の前提条件が府・市の補助金拠出であることが多く、この時点で可能性が閉ざされるケースが多いため、事業化が困難な案件が多くなっているように感じる。
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業の対象になっていた(平成25~27年、平成28~30年)。書類のやり取りは国からの回答待ちで時間がかかるため、自治体のみで完結できればスムーズに業務を行うことができる。

<その他>

- ・特定優良住宅用途変更手続きについて、当該自治体及び地方整備局(国の出先機関)双方に申請を行っているため、申請先を1か所にしてもらえれば業務の効率化が進む。
- ・改正省エネ法により全社の省エネおよび温対法の報告を本社にて行っているが、大阪府は独自で省エネ(地球温暖化)の(定期)報告を工場に求めており、二重報告となっている。国に報告した内容を府県に展開し、二重報告をなくしてほしい。
- ・知的財産の届け出を特許庁(東京)に実施しているが、現状は申請された知的財産(特許等)の権利化に関し、審査が曖昧(簡素)になっており、権利化されるべきでない内容が多々権利化され、この対応として実施する異議申し立て等で時間や経費が掛かっている。分権化(東京一極から地方・地域へ分散化)することで、より正確にスピード感を持って審査対応等ができるのではないか。
- ・開発行為において、河川に係わる内容についての届出に関して、所轄官庁が異なる(河川の法面は国土交通省管轄、土手の道路脇(路肩)は警察署管轄)ため、両官庁との協議となりの意見を擦り合わせる事が容易でない。何らかの基準で協議先を絞れるような対応を検討してほしい。
- ・安全保障貿易管理における経済産業大臣の輸出許可が必要な案件について、審査の難易度により申

請窓口が本省（安全保障貿易審査課）と経済産業局とで異なっている。キャッチオール規制の輸出許可申請は本省が窓口となっており、許可申請の必要有無の判断が輸出者で困難な場合、本省窓口での事前相談が可能となっているが、近畿経済産業局もしくは関西地区地方自治体での相談窓口を設置していただくと利便性が高まる。

- ・ e-GOV のシステムを使用した入社時・退職時等の手続きについて、システム不具合等により時間がかかることが多い。関西広域連合で同様の届出・申請システムを開発すれば権限の移譲や利便性の向上に繋がると考える。

Q 2 御社が事業を行う上で、2以上の府県にまたがるために、許認可や申請の届出先が国出先機関となっているもの（単一府県内であれば、届出先は知事であるもの）について、関西広域連合に移譲すると良い、あるいは移譲しても支障がないと思われることがあれば、お教えください。

（例） ※以下はすべて、一の府県域の場合は、府県知事の権限

- ①電気工事業等の登録（中部近畿産業保安監督部近畿支部）
- ②建設業等の許可（近畿地方整備局）
- ③宅地建物取引業、不動産鑑定業等の免許の申請・更新（近畿地方整備局）
- ④土地収用法に係る事業の認定、申請書の提出の受理等（近畿地方整備局）
- ⑤中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認、変更の承認、報告等（近畿経済産業局）

【例示と同じ回答】 ②建設業許可4社、一般機械器具設置建設業許可1社、③2社、④1社

【例示以外の回答】

- ・ 液化石油ガス法上における販売事業、認定保安機関の登録・変更等。

Q 3 コロナ禍を踏まえて、国と地方自治体の役割分担を見直すべきと思われることや、自治体にもっと権限を与えるべきと思われること、コロナ対応において自治体ごとに基準が異なり苦慮していること等があれば、お教えください。

（例）

- ①コロナ対策における決定権、財源（例：緊急事態宣言の発出権限、休業要請に対する協力金等の金額の決定権限・財源等）の地方自治体への移譲
- ②コロナの特別措置法において、休業要請は都道府県知事が行うとなっているものの基本的対処方針などにより国との協議が義務付けられていることの見直し
- ③休業要請や外出自粛要請の基準が自治体ごとに微妙に異なる（生活必需品の定義等）ため、対応に苦慮している

【例示と同じ回答】 ①16社、②3社、③11社、④3社

【例示以外の回答】

＜非常時に国が担うべき役割＞

- ・ コロナ禍のような国全体あるいは世界共通の災害の場合、国と地方自治体の役割分担を見直すべき方向は、危機管理のリーダーシップを発揮できるよう、国に権限を一元化すべき。特に感染拡大防止に当たっては、いわゆる水際対策として海外との窓口を有する都道府県にあっては、徹底した対応が必要であったにも関わらず、国民の私権を制限することなく、「放置」したことは責任の不在、権限のあいまいさが招いたと言わざるを得ない。危機管理は、より上位の行政庁で対応し、平時にあっては、より下位の行政庁に権限を委譲すべきと考える。従って、コロナ感染拡大防止にあたっての保健行政のバラつき、医療体制の不融通、さらにはワクチン接種の体制づくりなどに格差が生じたのは上位の行政庁の指導力不足とも言える。もし、道州制が成立していれば、医療機関の逼迫度合いが平準化していたかもしれない。
- ・ 国においては、休業協力金支給の遅延回避のための仕組みづくり（地方自治体の財源確保の仕組み

づくりを含む) など、全国的に取り組むべき課題に特化すべき。

<自治体の権限拡大>

- ・国と地方自治体で協議をして基本的対処方針を決定されているが、それぞれの立場から具体的な対応や発信内容に違いがあることから、何を根拠にどうすべきかが不明確になっている。
- ・休業要請に対する協力金の決裁や支給の迅速化、国と自治体負担のルール化。負担システムの構築がされると良い。
- ・自治体に対し、地域の実態を踏まえながら、店舗や事業所における高精度非接触型体温計やCO2センサーの設置と支援策をセットで義務づける権限(具体的な対象や運用)を付与してはどうか。
- ・コロナ影響による納税猶予の判断について、地域への影響を直接判断できる単位、関西広域連合レベルへの移譲。

<ワクチン接種の進め方の統一、情報共有等>

- ・各自治体がHPにコロナの対応方針等掲載していたが、掲載の仕方や取組み内容が各自治体で異なっており、各自治体情報を収集する必要があった。国や広域連合等が各自治体の取組み内容を一元で集約し、確認できるような情報発信の仕組みを整えてもらえると広域エリアで社業展開している企業にとって、社内対応ルールの整備、運用がしやすくなる。
- ・ワクチン接種に関し、自治体によって進め方や進捗が異なり、それも府県単位ではなく市単位で異なる。接種は個人の判断でプライバシーにも関わる為、ヒアリングはできないし、状況も掴みづらい。
- ・コロナで顕在化したような医療危機に対する広域でのサポート体制の構築、運用が必要。また、コロナワクチン接種においては、国が行う大規模接種、各自治体が管理する接種(大規模及び個別医療機関)に加えて職域接種とその方法が拡がる一方で、具体的なワクチン供給や予約体制等で政府や厚労省、担当大臣と自治体間で情報が錯綜、適切に共有化されていないのではと危惧する。
- ・ワクチン接種などは、個々の市区町村で行なわず、広域で実施すべき。
- ・ワクチン職域接種において、確認・質問事項があっても政府機関への連絡が繋がらず、自治体への情報連携も大幅に遅れているため、現場での対応に苦慮している。政府機関にて対応しきれないのであれば、自治体への協力を仰ぎ、もう少し情報連携のスピードと正確性を上げてもらいたい。

<その他>

- ・景気浮揚施策となったいわゆる「GoTo 施策」について、主管の省庁間での調整を踏まえて、利用者に分かりやすい、事業者が運用しやすい制度設計をお願いしたい
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法に関する届出において、従前は審査期間が最長3ヶ月程度で工事の着工許可を取得できていた。コロナ過による影響を踏まえても、審査が長期化しており6ヶ月以上を経過しても許可が取得出来ない状況となっている。
- ・苦慮していることではないが、指定管理事業(大阪・奈良)では、自治体ごとに緊密な協議を要している。
- ・不動産賃貸において、借主(事業者)がコロナを受けて助成金申請する場合、借主が貸主と賃貸借契約を締結していることのエビデンスとして賃貸借契約書の写しの提示のみの場合と、法人登記簿の提出も要求される場合がある。また、同一の申請書類であっても、「自署のみ」と「自署+押印」と自治体により異なっている。このような申請を実施する機会は少ないため、統一した様式、ルール、申請する側/受付ける側双方向けのマニュアルを作成してほしい。

Q4 関経連では、2020年11月の提言において、「都道府県を存置した道州制の姿も選択肢として想定することで議論の幅を広げ、あらゆる主体が参加し、新しい広域行政の姿の選択肢を増やす柔軟な議論を行うことが必要」と主張しております。いかにすれば道州制に向けた国民的な議論を進めることができるかについてのアイデアやご意見があれば、ご自由にお書きください。

<メリット／デメリットの発信、メディアの活用>

- ・国民的な議論を進めるために「道州制のメリットとデメリット」について、多方面の分野において専門家の意見を広く公表すること。今後の感染症対策を考えても、また政府・自治体の財政を考えても、行政組織をより効率化しコスト削減の対応を考えないと今のままでは持続可能な社会とは言えない。その意味で関西を一つの道州の単位とすることは意味がある。但し、府県を今のまま存置することはコスト削減にならないし、迅速な決定組織に生まれ変わることに生まれない。中途半端である。賛成ではない。府県を存置しない、廃止した道州制が望ましい。
- ・実害、実利を実感すること。こうすれば、より利が大きくなる、とわかれば自然にそちらへ動く。
- ・まずは現状の課題がどこにあり、道州制を採用した場合の具体策や課題改善に向けてのメリットを、様々な事例等を元に、分かりやすく示していただくことが必要。特に地域間格差が顕著になり始めている一方で、ビジネス（サプライチェーン、顧客他）が全国各地に拡がってリアルタイムでの情報の共有化、迅速なアクションが必要となる中で、道州間での対立や相互のせめぎ合い／協業体制等の仕組みがどのようになれば、真のメリット／デメリットとなるかをきちんと議論すべきと考える。
- ・国民的議論を進めるためには、府県・知事・住民それぞれにとってわかりやすいメリットを提示することが必要。住民が生きていくうえで心配なことや生活に必要なこと（治安維持、消防、保健）など、生活に密着したことから議論を始めたらいい。
- ・コロナ禍のような経済圏・生活圈で一体的な行政対応が必要な課題に対し、迅速かつ実情に応じて適切に対応するには、広域行政が必要であることが明らかになった。まずは感染症対応に論点を絞って、既存の国・地方自治体の枠組みよりも広域行政のほうが的確な対策がとれることを示し、議論を喚起してはどうか。その上で、広域行政が国からの権限・財源を受けられるよう法整備を実現することが、地方分権の確実な一歩となると考える。現状の不便な点等を挙げて、道州制がその解決策になり得るかということを討議することが必要ではないか。
- ・道州制におけるメリット・デメリットをフォーラム等によって具体的に伝えていく必要がある。例えば、権限移譲・地域格差・既存の市区町村の廃止等、現状と道州制導入後がどう違うのか。大都市の国民は財政や権限が奪われると考える人が多い。いかに国民にメリット・デメリットを伝える機会を広げるかが課題。メリット・デメリットが徐々に伝われば民意が上がり、少しずつ国民が議論に参加すると考えられる。
- ・地方分権、道州制が実現すれば、企業活動、住民生活の何が良くなるのかを示せなければ、マスコミや住民の興味をひかない。マスコミと連携し、子育て支援、教育費、医療・介護等の一般住民が理解しやすく、不安や不満に寄り添うテーマを出し広域行政のメリットを発信する。
- ・現時点では特段のアイデア等はないが、一般論として道州制の導入により得られる国民のメリット・デメリットを明確に伝えていく必要があるのではないか。
- ・大阪都構想の際にも感じたことであるが、新しい制度となって行政がどう変わるのか、何が変わるのか（国民の利便性につながるのかどうか）が不明瞭であったように思う。道州制についても、積極的に調べないと何が変わるのかが分からないのが現状だと感じる。議論の土台となる情報提供をもっと幅広く、様々な情報媒体を通じて積極的に行うべきではないか。
- ・都市圏一極集中、多重行政のムダの解消のためにも道州制の議論が必要である。特にコロナ対応では、ワクチン接種の一元管理のなさ、国と地方との責任分担の曖昧さが浮き彫りとなった。生活者目線でのメリット・デメリットを整理した上で議論を進める必要がある。
- ・道州制がうける企業・個人のメリット／デメリットが非常にわかりにくい。行政の手順・手間の簡素

化以外にも、支出の削減などの効果の判定が必要。また、道州制の制度導入と、政府のデジタル化のどちらが目的に達成に寄与するかなど、まったく異なる手段の比較などが必要なのではないか。

- ・日本が直面する課題（グローバル化・人口減・少子高齢化等）を踏まえ、地域特性を活かした独自の変革の必要性を説き、住民サービスの充実、安安全な暮らし、効率的な都市経営等、道州制によって得られる利便について国民の関心と理解を促すこと。
- ・「道州制ありき」的な主張と受け止められるのを防ぐためにも、わかりやすい現状の問題点・課題と、道州制によって（自身の）生活がどう改善されるのか、考え得るデメリットに対してもトータルで道州制のほうのメリットが大きい、といった生活者の共感を得られる情報発信を意識してはどうか。
- ・道州制を推進する目的や背景を明示し、国民への影響を具体化（経済波及効果やコストダウンの数値化等）したうえで、関西独自の新しい成功モデル（関西モデル）を発信していくという姿勢をクリアにすること。その結果、関西圏を皮切りに、全国レベルでの企業や自治体、国民全体を巻き込んだ取り組みにつながると思案。
- ・発信の際には、「誰がどのように推進していくのか」という顔やビジョンが見える化するとともに、幅広い世代の国民を巻き込めるよう、間口を広くする工夫（影響力のある発信者やメディアの活用）も必要。

<コロナ禍を議論のきっかけとする>

- ・経済界が職業・専門分野等の各界や自治体と連携し、コロナにより国民個人が痛感した課題や疑問を収集・整理し、制度の歪みとその解決方法を世に訴えることにより国民的な議論になると考える。
- ・コロナ禍において、都道府県単独での行動制限の難しさを認識したことを議論のきっかけとして、「交通網の発達した現代における人々の日常での移動範囲を基準とした行政が必要ではないか」と問題提起することで、議論を進めることができるのではないかと。
- ・新型コロナウイルス感染症対応を、第三者的且つ冷徹に分析・評価を実施する方法を考えたい（為政者はプラス面をアピールし、マスメディアや国民はマイナス面を攻撃する欲望に駆られるが、それを抑制し、戦犯を作らず、結果を真摯に受容し明日に繋げる合意形成をして）。そこからは、まず間違いなく、1) 政府と地域の役割分担（地域への権限移譲を含め）の必要性、2) 都道府県対応の限界（経済的文化的繋がり密接な近隣広域連合での意思決定の必要性）が、具体例をもって浮上してくると思われ、それは正しく道州制の必要性に繋がる筈。この百年に一度と言われるコロナ禍を、我が国統治機構の在り方を変革する千載一遇の機会としたい。

<住民に身近なテーマを議論する、当事者意識を持たせる>

- ・残念ながら、大半の国民にとって道州制の認知度は「まったく知らない」もしくは「聞いたことがある」くらいと思われる。これを国民的な議論とするためには、多くの国民が「自分ごと」として受け止めることができるような材料の提供が必要ではないか。
- ・国民的な議論を進めるためにはまず国民に当事者意識を持たせることが重要である。例えば、住民に対して現在のコロナ禍を踏まえた自治体への要望等をヒアリング・集約した上で、取組可能な事案について国に提案することができれば、道州制に向けた国民的な議論の開始に繋がると思料。
- ・選挙により選ばれた知事、府県の支持を得るには、府県民の住民にかかわること、特に人命にかかわることを優先的に、府県単位ではなく広域で取り組むことが重要。
- ・論点を身近な話題に絞って第1歩を踏み出すことが重要。たとえば、今回のコロナ禍では、保健医療に関して大きな問題があることを多くの国民が理解した。県境を超えて人ものかねを動かせないと感染症には立ち向かえない。そのため、近隣の府県、市町村における保健医療に関する各種の申請フォーマット、仕事の進め方、情報システムの標準化をしておく必要がある。今は自治体が違ふとこれらはすべて異なっているため、各種の遅滞やトラブルとなっている。この種の、昔で言えば、算盤的なツールは、各自治体でユニークなものを作る必要はなく、むしろ如何に合わせるかを議論

する場が必要ではないか。情報システムも標準化すれば個別発注より安く調達できるし、長期的なメンテナンスの不安も払拭される。保健所職員の教育、医師、看護師の確保の面でも有利と思う。都道府県を存置した関西広域連合を考える際、このような具体例から入ると実感がわくのではないか。また、救急搬送を考えた場合、県境周辺に患者が出た場合、隣の県の方が病院の数も近くに多くある場合もある。広域連携が日常必要な典型事例と思う。ちなみに、当社は奈良市まで車で20分の地理的条件にある。奈良方面で搬送先病院を探す方が、京都府内で探すより圧倒的に効率が良い場所のひとつ。保健医療に限らず、このような広域連携した方が便利な具体例はあると思う。そのような事例を一つ一つ積み上げているのが早道。

- ・税制のあり方など、生活に直結する変化のイメージを想起させることで議論の拡がり期待できるかもしれない。
- ・現在の都道府県制で行われる事務手続きについて、不満の多い主な例をいくつか挙げた上で、道州制にすることで、それがどのように変わり、どのように便利になるのか、どのような煩雑な手続きが無くなるのかを具体的に明示する。国民には身近な例を挙げることで、自分事として捉えやすく、議論の幅も広がる。
- ・道州制についての国民投票の実施。
- ・統治機構改革は、一般国民にとっては非常にわかりにくいテーマ。国民的な議論を起こすのはかなりハードルが高いと感じる。「大阪都構想」では、わかりにくいテーマでありながら、2度の住民投票とそれに向けたマスコミを含む様々な議論によって、一部の大阪市民には、地方行政の形についての関心が、ある部分で進んだ面もあるように思う。ただし、「大阪都構想」の議論では、損か得かという視点で論争されたイメージがあるが、道州制の議論においては、国内外の他の大都市を含むエリアとどう競争していくかという視点が重要。スーパーメガリージョンの大きな絵姿を提示して議論していくことが必要。

<関西広域連合の実績の積み上げ、発信、強化>

- ・関西広域連合では、連合長の指導調整の下、府県の連携が図られてきた。特に防災、観光分野での効率的で効果的な連携に前進が見られた。今後さらに実績を積んで、例えば関西ワールドマスタースゲームズの実施や、国民体育大会の広域実施（国民文化祭の広域化）など連携事例を増やすことで道州制への機運を高めることができる。
- ・関西広域連合という組織は、日本で唯一のものであり、これを実にしていくことが重要。
- ・現状の関西広域連合には徴税権が認められておらず、権限にも乏しいことから、まずは徴税権を付与することが重要。
- ・今回の新型コロナ関連について「関西広域連合」の存在感が一層増しているように感じており、今回の一連の活動についてまとめ、広く周知することで議論を活性化すべきものとする。
- ・関西広域連合の成果の見える化を行う。特にコロナ対応で医療資機材の融通や看護師派遣等の実績をアピールし国民の認知度を高める。
- ・まずは関西広域連合の活動等を通じて広域行政に関する実績を積み上げることが重要であり、例えば災害対応や感染症対応のような広域的な行政課題に対して、生活圈や経済圏が共通する地方公共団体が連携して具体的な取組みを進めていくのが良いのではないかと考える。

<広域連携の好事例を示す>

- ・広域で行政を行う事について適した事業領域（水道・下水道、ごみ等）と、地域の状況によって課題の解決方法が大きく異なる事業領域（産業振興・まちづくり等）を明確にし、権限の範囲と行使者を区分することで、最適な判断が行えるようにすべきと考えます。
- ・現行行政単位からより広域での行政判断について必要性は定性的には理解は得られると思われるが、一層の具体化議論の進展にはリアリティが重要と考える。その意味で新型コロナ禍で露呈した疫病、医療問題の解決に向け、病院、医療要員、保健所など関係機関の迅速かつ広域な体制整備、府県間で規制対応の一貫かつ整合性のとれた行政判断が必要不可欠だと考える。また、広域観光の促進

に向けた広域移動の利便性を高める措置の推進（関西広域連合が進めている施策の加速）や自然災害等の広域防災体制の整備などについては、国民的理解が後押しとなって、現行行政枠を跨いだ議論が進め易いと思料する。

- ・観光関連産業のコロナによる影響は想像を遥かに超えたものであり、アフターコロナの広域観光政策については、都道府県がより積極的に連携して成功事例を積み上げることにより、観光に携わる多種の業界を横断した議論が高まり、都道府県を存置した道州制を後押しする結果になると思われる。この機会を千載一遇のチャンスととらえ、一つ一つの施策に対する効果を明確化し、連携に伴う効果を全面に押し出し、議論の俎上にあげていくことは重要であると思料する。

<フォーラムの開催、SNS などによる情報発信、学校教育>

- ・道州制導入については憲法上の問題もあり、過日、国民投票法改正案が衆議院を通過したことなどから、今後、憲法改正の是非等に向けた国民の議論が高まることも予想される。また、現実的にもワクチン接種が浸透しつつあるとはいえ、未だに新型コロナウイルス感染症拡大の収束の兆しは明確に見えていない。そのため、これらの両項目と関連した議論として、道州制導入の必要性やそれにより期待される効果をマスコミに取り上げてもらい世論に関心を持ってもらうとともに、シンポジウム・セミナー等の機会を積極的に設け、また地方の優良事例をピックアップして水平展開するとともに、あわせて SNS 等を用いた議論の浸透を図ってはどうか。
- ・小・中・高校・大学で道州制についての授業/講義の実施。
- ・学校教育で政治経済について学ぶ機会が少ないことによる知識不足が、若者の議論不参加や無関心の一因と考えられる。政治が自分たちの生活に与える影響について理解し、自分の意見を持てるよう、教育の改善を訴えることが、長期的に見て、国民的な議論の活発化に繋がると考える。

<その他>

- ・①道州制を目指すのであれば、国、州、(府県)、市町村の各々の役割と権限を現状から仕訳した上で、国民にとって合理性と納得性のある具体的な責任範囲の姿を示さねば議論は進まない。単に、州を置くことは、屋上屋を重ねるだけになり、行政の複雑化と肥大化につながり、目的とする国民への利益と相反することになる。また、支障事例からの提案型という方法（「提案募集方式」）では現状の打開は困難と思う。②広域行政において納得性のある役割は、地域活性化のための、i) イノベーションやスタートアップなどの広域産業創造・支援（「けいはんな」に限らず、各府県で行っている産業創造など分散している活動）の司令塔としての企画調整・支援、ii) 広域として、役割分担した観光資源の総合的な活用司令塔としての企画調整・支援、iii) 広域防災、iv) 今回のコロナ対応のような広域医療・防疫、があげられ、広域だからこそ、その意思決定や対応スピードが活かされ、広域化する納得性もある。
- ・ボトムアップの視点では、国から関西広域連合への権限移譲を目指して、関西広域連合が府県の事務を集約して行い実績を積み重ねることで、現状よりも機能すること、また住民にもメリットがあること示していくことが必要ではないか。トップダウンの視点では、国は地方創生を推進しているが、地方が取り組みを進めるための人材や財源が一体ではない場合もある。国から地方への人材や財源の移転とセットになった見直しを訴えていくことが必要ではないか。一方、国や自治体だけでなく、経済界としても自ら地方に人材配置や権限を委譲する取り組みを推進することで姿勢を示し、国や自治体にも検討してもらうきっかけをつくることも必要ではないか。また、経済界の主張に対する住民の理解獲得や議論喚起の後押しにもつながるのではないか。
- ・明治時代に作られた 47 都道府県制度の課題（東京一極集中、地域間格差、二重行政等）を政治家に訴え続けなければならない。住民の声が大きくならなければ政治家は動かないし、住民も自分の生まれ育った、又、暮らしている府県に愛着があるため府県がなくなる事に賛同は得られない。府県を存置した道州制の形を示しながら議論をすすめるべき。
- ・道州制のメリットは二重、三重行政の回避であるが、州間で格差がでることが予想されるので反対意見もあると考える。今回のコロナ対策でも最初、各自治体の財源の使い道が首長によって違いが

出て住民の不満も多く出た地域もある。よって、各州の財源の問題が壁となる道州制を国民的な議論を進めるには各州での財源となるものの特色を出す必要がある。関西州は比較的、財源となるものは多く、例えば、文化、歴史、芸術、観光、食、となる。そして、州のトップは国からきてもらうことが望ましいと考える。州そして地域も国も一つにならなければ道州制は成功できないと考える。

Q5 その他一般的に、国から地方自治体に権限・財源を移譲すべきとお考えのこと、国と地方の役割分担を見直すべきとお考えのこと、地方分権改革を進めるためのアイデアやご意見があれば、ご自由にお書きください。

(例)

- ①地方創生交付金等の交付金の用途の柔軟化、対象事業の決定権の自治体への移譲
- ②「地方分権特区」を創設し、関西広域連合や特定の自治体を対象とした実証実験を行った上で権限移譲を行う

【例示と同じ回答】①2社、②1社

【例示以外の回答】

＜人口減少を踏まえた検討＞

- ・人口減少時代にあって、市町村行政の格差が拡大加速してきている。平成の大合併に留まらず、令和の大合併も必要ではないか。モビリティの伸展、情報インフラの拡大を受けて、人と情報の移動・交換が容易となってきたことを享受して、効率的な行政に資するには合併が最も効果を発揮する。ただし、平成の合併が成果があったことの効果測定ができていない状況では説得力がない。今一度いわゆる「増田レポート」を再確認し、消滅可能性都市の点検を行い、今後の持続可能な市町村の在り方を検討すべき。
- ・我が国経済が直面している膨大な債務残高、少子高齢化社会、人口減少や市場競争の激化に伴う地方経済の衰退などの問題を解決するためにも、多種多様化する住民のニーズにこたえる、対象者の性別・年齢を問わないきめ細やかな行政サービスが求められている。そのためには、都道府県と市区町村の連携…(1)重複・二重行政の洗い出しと役割分担の実施によるそれらの解消に向けた対話、(2)現行制度の下でも地方公共団体自らが研究会の設置、検討の実施などによる現行制度の問題点の検討とその解消に向けた取組みを行うのはいかがかと考える。
- ・人口減少社会の中で、各自治体が、近隣の自治体から自分の自治体に誘致する戦略をとっているが、関西広域として、人口分布にどうメリハリをつけるか、考える必要があるのではないかと考える。パイの奪い合いでは意味がない。

＜首都圏集中からの脱却＞

- ・首都圏集中からの脱却、つまりは首都圏と京阪神副都心の国土中枢二元化。
- ・権限・財源移動には、現在日本社会が抱えている問題を根本的に解決できるシナリオが要る。高齢化は昨今の課題だが、都市化に伴う少子化は、実はローマ帝国時代からの難問。都市（特に東京）は、狭小な住宅環境に加えて、特に、近年は教育コストが極端に高くなってしまい、子供を産み育てるインセンティブが無くなっていると皆感じている。沢山集まってはいるが、多くは一人暮らしで、隣との交流もなく蝸壺生活を送っているのが、実情ではなか。東京一極集中から離脱する最も有効な理由は、少子化要因の解決を示せること。このためには、まずは出会いの場を作らなければならない。そのきっかけが地域社会における交流。どう作るかはよく考えないといけないが、また、低所得者層も安心して子供を育て上げられ、能力がある子供だったら高等教育を誰でも受けられるような環境も作らなければならない。その種の施策を色々考えていかないといけない。魅力ある地域社会を作ろうとする地方が、そのための財源を確保できるようでないといけない。少子化対策を国ではなく、地方自治体間の競争に落とし、良い施策がしやすい環境を整えるべきと考える。また、教育内容も重要。知識だけでなく、小中学生の間に安心立命という日本古来の哲学をしみこませな

いと世界との競争に勝ち抜くことはできない。「人力のすべてを尽くして身を天命にまかせ、いかなるときも他のものに心を動かさない」という武士の信条の鼎は、昨今の「いいね」文化に代表される付和雷同型の人間の対極にある。これがあればグローバルな世界でも十分才能を延ばせる。儒教や仏教の古い教えだが、実はグローバル標準である。安心安全から安心立命の骨太の人間を作るには、僧侶の手を借りるとすると教育基本法に抵触する可能性があるので、関西広域連合の府県の教育委員会の合議で、「人生哲学」のような形で教授する体制を作る必要があると思う。文科省の学習指導要領には徳育があるが、ちょっと違うような感じがする。

- ・現在の東京一極集中は経済、災害の面から大変望ましくないと考える。このたび、京都に文化庁が来るが、関西に経産省をもってくるができるのと財源の面はかなり改善されると思う。今のままで地方分権を進めることはかなり厳しいと考えており、地方や地域によっては助成金や補助金で自立ができない地方、地域もあり、このままでは日本は厳しい状況になっていくと不安を感じている。

<国と地方の役割分担の見直し、権限・財源の移譲>

- ・①地方分権を進めるには、権限、財源移譲の前に「どの役割を担うか」「それは、国民にとってどのようなプラスがあるのか」を明らかに示すべき。方法論を議論するよりも、「なにを、なぜ？」ということをまず具体的に議論しなければ、前には進まない。
- ・必ずしも地方に任せの方がよいことばかりではなく、国が主導的に行うべきものもある。例えば、喫緊な課題である西日本大震災に備えるための広域的なインフラ整備などについては、各地方に任せずに国がリーダーシップをもって迅速かつ強力に進めるべき。
- ・地方に権限移譲することのメリットが分かりやすく間違いのないものから議論の俎上に上げていくのは一つの進め方ではないか。
- ・地方分権改革を進めるためには、地方に責任権限のある行政体を作り、権限と財政を移すこと。そのうえでそれぞれが競争することによって、特徴ある地方（行政単位、住民サービス、産業、教育、文化）を生み出していく。地方が産業を育成し、共通化できるところは共通化していく。
- ・国と地方自治体（道州）の関係を米国に近い役割とすべきではないか。国は外交・安全保障・財政等重要かつ大きな問題を扱う一方、地方自治体は住民サービスを主として扱うべきと考える。無論必要な財源は自治体に与えられるべきである。
- ・カリフォルニア州は全米で3番目の大きさで日本の約1.1倍。そこに都道府県、市町村と行政単位が細かいほど直間比率は悪く、非効率になる。日本はホワイトカラーの生産性が低く、先進国ランキングでも効率が悪い国とされる。会社でも、マルチレイヤーの組織であるほど効率が悪く、責任の所在も不明瞭になる。極力シンプルが望ましい。
- ・都市圏と地方創生の新しい役割整備と地方のスマートコミュニティ化についてのブロック（道州）最適に向けた整備や試行的実施に向けた権限、財源委譲。政府への要望と並行して現関西広域連合が目指す統合的広域判断事例を増やししながら各自治体の縦割り行政を打破していく取り組みを示していくことが更に重要と考える。
- ・例示されているものをはじめ、可能な限り、地方自治体に権限・財源を移譲することで、スピードアップを図ることの重要性は感じている。
- ・力を入れるべき事業には地域差があり、判断の自由度を持たせるためにも、地方創生交付金等の決定権の自治体への移譲が必要と考える。
- ・地域を跨ぐ課題は、国と地方自治体での決裁内容の合議方法とルールを決めていくべき。
- ・国家的対応と地域での対応を改めて整理すべき。諸課題を一元的に把握し、地方と協議する部署を創設するなど、国と地方の協力体制を改めて構築すべきではないか。

<コロナ対応等非常時における地方の裁量拡大、財源の移譲>

- ・現在のコロナ禍においても、まん延防止等重点措置のやり取り等必ずしも効率的であるとは言えないケースが多く散見される。その要因としては、地方に権限と予算の不足が考えられる。例えば、

自治体ベースでの緊急事態宣言発令や1府県ではない広域での財源確保等が実現できれば、地方自治体の自由度が増し、現在の中央集権体制よりもよりスピーディーかつ効果的な対策を講じることができる体制作りができるのではと史料。

- ・コロナ禍において、地方交付金の使い方については、地域ごとのニーズをより理解している地方自治体にその用途等を決められるように、柔軟に対応してほしい。一方で、地方によってはコロナ対応とは全く別の用途で使われることもあると聞くので、国から統一的な指示を出すことのメリットもあると感じる。
- ・人命に関わり、スピードが求められるパンデミックや災害対応について、現場の最前線で地域の実状を理解している自治体に権限、財源を移譲すべきである。

<関西広域連合への権限・財源の移譲>

- ・官の役割をゼロベースで見直すとともに、複数の府県域を跨る届出等の事務機能・権限を試験的に広域連合に移譲し、効果・効率性を踏まえて、対象範囲を拡大する等段階的に取り組んでいくべき。
- ・関西広域連合は、将来的に道州制に移行した際の母体として、予算と権限を得ることに注力すべき。道州規模でこそ非常時に投入できる人的・経済的資源の厚みを確保することができる。
- ・地域住民に身近な事務・権限、およびその事務作業を実施するために必要な財源は、住民に近い地方自治体へ移譲することが望ましい。関西広域連合や特定の自治体を対象とした実証実験を行い、権限移譲を進めていく必要があると考える。
- ・関西広域で機能する役割は「警察」「消防」「医療」。各県だけでできないこと、特に人命・安保に関わる点について、力を結集し取組む。そのためには強力な権限と予算がワンセットで必要。

<特定テーマ>

- ・現在、「国・地方脱炭素実現会議」で議論されているように、脱炭素は地域が主役であり、100ヶ所の脱炭素先行地域を整備していく、との方向性が示されている。今後普及が加速する再生可能エネルギーは、地域の事情に合わせた地産地消による効率的な活用が求められるため、国が全国一律に推進するよりも地方自治体に権限・財源を移譲したほうが、地域の実情に即した取り組みを促すことができるのではないかと考える。
- ・地域の実状に沿った公共交通のサービス維持のため、地域公共交通計画に定める交通機関等の計画に対しては、現状では事業ごとの助成となっているが、一旦事業計画（何をやるか、いくらかかるか）を積み上げて国の認定を得たら計画全体への助成としてもらい、使途は決定の範囲内で地域に委ねる運用とできるように見直していただきたい。それにより、より地元のニーズにあった公共交通サービスの実現につながると考える。
- ・インバウンド誘致プロモーションを行なうための予算及び権限をより地方自治体に移譲することによってフレキシブルに活動ができるようになると思われる。
- ・関西地域が地方分権改革を進めるには、関経連（地方分権・広域行政委員会）が政府や関西広域連合へ働きかけている権限移譲等の制度改革を進めるとともに、共通のテーマや目的のもと、国民への具体的な影響を示しつつ、関西地域が自ら創造する関西オリジナルの成功モデル（関西モデル）を積み重ねることが、地方分権の流れを起こすことになると考える。（国民レベルで関心を高めつつ、政府・政治家が関西に目をむけ、地方も関西に後れをとってはならないという状況が地方分権改革を進めることになる。）関西モデルというと何か新たに作りあげられると思われがちだが、今あるもの、座組を活かし発展させるという視点も重要。観光分野では、経済界と自治体（関経連と関西広域連合）が融合し観光振興機関として立ち上げた関西観光本部も関西モデルである。このように関西広域で成功モデル（関西モデル）を着実に積上げてその実績や国民の生活に与えるメリットを訴えていくことが、地方分権の流れを起こすことになると考える。関西では2025年に万博を迎えるが、万博は関西全体の共通テーマとして、関西モデルを生むきっかけになり、また関西モデルの実現を加速化させる。この機会を最大限活かすことが、多様な関西モデルを生み、地方分権改革の追い風になると考えている。

<情報発信、アンケートの実施>

- ・若年層を取り込むために「情報発信においてSNSの積極的利用を行う。又、WEB活用による議論やアンケートを行い、地方分権改革の議論に住民が参加しやすい環境を整える。
- ・国から自治体にどのような権限、財源を移譲して欲しいかのアンケートを行い、具体的な課題に対して関西経済連合会から声を上げる。(国への提言、意見書)
- ・地方分権改革に地域住民が地方行政に興味を持つよう、広報活動をより活発化させる。SNSや広報誌のように、興味のある人が自ら見に行くような媒体ではなく自然と目や耳に入るものを媒体とした広報活動の実施。(例)公共交通機関の車内広告(中吊り広告・動画)、地方テレビ局でのCM放送、ご当地キャラクターを使った小・中・高への出張授業。

<その他>

- ・それぞれの文化が進まないと地方は進展しない。地方の文化を発信するうえで、地方大学の役割は大切。地場産業を育てる。各地方の地場産業を協力して一緒に商品化し、全国に向けてネット販売するなどできれば広域で取り組む効果もある。
- ・関西広域連合内での首長同士の適切なコミュニケーション、信頼関係が構築されて初めて実効性のある具体論が議論され、各論として前進するのではないか。現状ではこのあたりが良く見えて来ない。逆に、これらが真に見える形で実現し、国民目線で議論が進めば、大きな成果が期待できる。
- ・“地方”と言っても、関西とその他の“地方”には地方間格差があるので、大きな地方である関西が求める分権と、小さな地方が担えることの差は大きいと想像する。

テーマ2：広域化・デジタル化による行政手続きの煩雑さ・不便さの解消

Q6 各自治体に対する申請・手続きや、各自治体の公表する情報に関して、デジタル化や一元化を進めると良いと思われるものがあれば、お教えてください。

(例)

- ①自社設備の建設・増設にあたり多数の申請・届出が必要になり、連動しているものもあるが、自治体の中でも窓口となる部署がバラバラ。一つの電子フォーマットに入力すれば情報が各部署に展開されるようにしてほしい。
- ②自社の業種の営業許可申請・更新の手続きを電子化してほしい。手数料等を現金や証紙での支払いではなく、振込等キャッシュレス化してほしい。
- ③河川の水位やハザードマップ、避難所など防災に関する情報を、自治体ごとではなく、関西広域で一元化してほしい。
- ④国(各省庁)・都道府県・市町村で似たような補助金制度があり、情報の確認が手間であり、どこに問合せれば良いかわからない。補助金の情報をまとめてほしい。

【例示と同じ回答】①18社、②6社、③13社、④9社

【例示以外の回答】

《システム・申請フォームの統一、電子化等》

<入札参加資格申請>

- ・入札参加資格申請のフォームの統一&電子化。
- ・業者登録申請(自治体と取引(入札参加)するための申請書類)、受発注業務に対して費用請求する書類、作業届(受発注業務に対して具体的な作業申請(作業内容や影響範囲などの説明書)を行う書類)などは、現状各市区町村において様式が異なるため、行政ごとの様式管理や運用が煩雑となっているのが実態。関西広域連合内におけるフォーマットの統一化(押印ルールの再整理等)を整備いただけるとありがたい。また、入札参加にあたっての見積もりや各種申請書などの書類について、一部ペーパーレスや書類への押印不要の流れが広がりつつあるものが、管轄によりバラつき

があるためデジタル化を推進してほしい。

- ・業者登録申請、支払い登録（債権者登録）（自治体へ請求金額を請求するためには、事前に事業者登録が必要。法人名、銀行口座情報などを事前登録すれば、請求金額が自治体から入金される）について、関西広域連合で登録すれば2府6県へ情報連携され、府県ごとの個別手続を実施しなくてよい形が理想。

<道路・河川等の使用・占用許可申請>

- ・各自治体に申請している「道路・河川・行政財産等の使用に関する占用申請」については、自治体・管理者単位で申請様式が区々である上、紙ベース且つ押印が必要となっていることから、申請様式の統一化およびデジタル化が推進されると、事業者の稼働削減、業務効率化が期待できると考えている。※電柱や通信ケーブル、地下管路、マンホール等における県道、市道の占用許可、行政財産使用許可、河川占用許可、景観法による届出等。
- ・自治体や道路管理者に対する申請・届出等（道路占有許可申請、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請、電線共同溝敷設届出等）において、都度、自治体等へ訪問しているものが電子化されれば効率化に繋がる。なお、道路占用許可申請については、道路管理者から所轄警察署（道路使用許可申請）までの一連の流れを全て電子化するとともに、申請内容が統一化されれば申請手続きの更なる効率化に繋がる。
- ・道路使用許可の申請については、2021年6月よりオンラインでの申請が可能となったものの、許可証の受け取りや手数料の納付には警察署に出向く必要があるため、こちらも電子化を進めていただきたい。
- ・中継局における「市有財産使用許可」や「保安林内作業許可」の申請について、電子化や様式の統一をお願いしたい。

<環境・廃棄物>

- ・環境測定結果報告（2か月に1回）に関し、悪臭・騒音は市長へ報告、水質と大気は知事と市長へ同じ書類を提出。いずれも押印書類を提出しているので、窓口の統一化・電子化が図れると良い。
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法の排水関係の届け出は、グループ申請ではなく、個別案件毎のデジタル申請にして効率的に運用できるように改善をお願いしたい。
- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物等の保管および処分状況等届出書の県知事への届け出として、毎年6月末までに県民局へ提出（3部作成し1部は当社控え）している。電子化が図れるとペーパーレス、効率化につながると思う。
- ・廃棄物の処理および清掃に関する法律では、排出事業者は処分等を委託した場合、処理状況の確認が求められ、一部都道府県や政令市の条例・要綱では目視の実地確認も求められている。オンラインを活用しての確認が可能な項目については、一元的に遠隔での実地確認、複数事業者での同時確認も可能とするガイドラインの作成をお願いしたい。

<建築・土地>

- ・建築関係の市役所への申請では電子申請になったものの、承認は紙ベースの捺印書類が送付されてくる状況で、完全なペーパーレス、捺印レスに至っていないので、更に進めて頂きたい。
- ・建築確認申請などを行う場合には、関連する法令を一元化し許認可のフローを電子化することで審査状況や書類の是正を容易に行えるようにして欲しい。
- ・宅地建物取引業の各種届出（免許更新、役員変更、専任の宅建士の変更等）において、大阪府庁まで出向く必要があるが、オンライン処理ができるようにしてほしい
- ・土地売買等に伴う重要事項説明において法令調査を行う必要があるが、自治体の中でも窓口となる部署が多岐に亘る。各自治体HPにおいて、電子フォーマットに当該地番もしくは当該地の位置情報（google Maps等）を入力・検索する機能を設け、必要情報を入力すれば各部署に展開・連携され、電子上で該当法令に関する回答が返ってくる仕組みにしてほしい。

<キャッシュレス化>

- ・電子申請やキャッシュレス化についての進捗に差が出てきており、遅延している分野は促進して頂きたい。例として、ハローワークや労働保険のような労政関係は、電子化、キャッシュレスがかなり進んでいる。消防関連の申請手続き。ようやく危険物の申請は郵送が可能になったが、電子化には至っていない。消防関連の手続き費用は現金払いになっており、社内で保有している金額の8割が消防関連手続き用になっているので、キャッシュレス化も進めて頂きたい。
- ・各種支払いについて現在、証紙での請求となっており、キャッシュレスでの支払いスキーム構築（デジタル化）を実現してほしい（占用料、占用料金の年度更新清算等）。
- ・支払い手続き（キャッシュレス化） 例. 道路使用許可申請に係る支払いや建築物定期検査の手数料等。
- ・消防や労基への申請費用は現金や証紙であるが、キャッシュレス化して欲しい 危険物一般取扱所の工事に関連する変更許可申請の申請手数料は、46千円/件と高額である。複数件重複するケースもあり現金の授受リスクが高まっている

<税務関係>

- ・地方税の申告書・納付書のフォームの統一。
- ・各自治体の納税証明書がその自治体以外でも取得できるようにしてほしい。
- ・自治体に納付する税金等の納付書の共通化、電子化
- ・事業所等が所在する都道府県・市区町村に法人住民税等の納付をしなければならず、納付処理が煩雑であるため、企業は本店が所在する都道府県・市区町村に一括して納付を行い、都道府県・市区町村間で 税額が調整されるようにしてほしい。
- ・企業版ふるさと納税を利用時の受領証の提出先について 主たる事務所の所在する都道府県と市町村（弊社でいうと千代田都税事務所）の申告書にのみ添付する形となると効率的であると考えられる。現在は、事務所がある全都道府県・全市町村にすべての寄附金の受領証の添付が必要だが、企業側は受領証の添付作業が膨大であり、同じ受領証の確認をすべての都道府県・市町村で実施するのは行政側の実務も重複していると思われる。
- ・住民税について 住民税額決定通知書の発行や申請を電子化してほしい。現在紙ベースでしか送付されない税額 決定通知書について、電子データを送付する、もしくは本人が自治体に申請して電子データや 紙証明書で発行するなどの対応ができるとうい。
- ・固定資産税、都市計画税は市町村から送付された納付書をもとに、振り込みで処理している。徴税業務をある程度、広域化して、書式・様式を統一し、ETAX 化できれば 納税者としては、納税業務の効率化に繋がり、徴税事務の簡素化を同時に実現できるのではないかと。
- ・自治体毎に異なる基幹システム、財務システム、税務システム等の統一化。

<情報の一元化>

- ・過去の建築確認やそれに要する構造データ等、各市区町村でまとめどのような建物を建築できるか地盤の強さや構造等がデータから読み取れるようにする。確認申請に必要なデータは貴重なビックデータになる。 府市によって道路・上下水道・都市計画等の開示の方法がバラバラである。府県市の情報を一元化し、情報整理を行い統一した閲覧システムを構築してほしい。
- ・河川申請や埋蔵文化財等の法令届出が必要なものについて、届出が必要となる区域が明確ではなく、都度、管理者への問合せや現場協議をして確認をしている。それぞれ届出が必要な範囲について、電子化された情報が HP で公表されれば効率化に繋がる。（詳細な位置情報（座標）が公表されると更に良い） また、それぞれ届出が必要な範囲を、法令別ではなく一元化して公表されると、更なる効率化、届出漏れ防止に繋がる。
- ・道路管理、工事占有等に関しては、当該道路の種別により手続き、窓口が異なるため、一元化が望ましいと考える。また、土壌汚染対策も敷地規模や従前用途等により、市、府等の管轄区分がある

ケースが多いと感じている。従って、敷地に関する基本的な調査事項、情報を市町村が一元管理し、できればワンストップ(1ヶ所)で完結できる体制が望まれる。

- ・道路の大型規制等の規制情報を電子化して関西広域連合にて見える化。
- ・各市町村、地域によって、道路復旧の仕様(路盤・基層・表層の深さ等)が異なるため、工事設計する際、都度、道路管理者へ問い合わせをしている。地域ごとの道路復旧の仕様について、電子化された情報がHPで公表されれば工事設計業務の効率化に繋がる
- ・不動産仲介や鑑定評価に際し、物件所在自治体等への調査(法規制の確認、道路台帳・管路図等の各種図面の確認)が必要になるため、各種図面等のホームページでの情報公開をしてほしい。
- ・不動産の用途地域を調査する際に、市町村単位での検索となるため、一元的な検索サイトがあると便利ではないか。
- ・大阪府下の市町村は、防災ネットのフォーマットが統一しており、わかりやすい。同様の取組みを他府県にも横展開し、広域で一元化していくことが重要。住民に近しいサービスから議論を始めたらい。住民目線からボトムアップで考えれば、本当に必要なニーズを拾い上げることができる。
- ・各自治体の情報発信方法を一元化して頂ければ、もっと身近に各自治体の情報を見に行くことができる。一例として、入札情報などを各自治体のホームページの確認の際に、必要な情報を探すために工数が掛かる。
- ・脱炭素社会の実現に関連して、各自治体の関連条例(環境確保条例)の確認をすることが増えているが、各自治体の公表情報に差異がある。例えば、関西広域連合のホームページに一覧を掲載する等網羅的に分かるようにしてほしい。
- ・各種助成金については、国の管轄でありながら、地方独自制度のもの等があり、その申請を地方で行う必要がある。情報の一元化を含め、ある程度の広域行政制度にてまとめ、効率化に繋げていただきたい。
- ・既に国が農業データ連携基盤事業(通称:WAGRI)にて様々な農業関連データの収集・連携を進めているが、各県農業試験場など県や市町村が保有するデータのWAGRI連携ももっと早く進んでほしい。

<マイナンバーの活用等>

- ・マイナンバー(法人番号)活用による各種申請手続きの簡素化(ex.入札申請における課税証明の省略等)。
- ・国民一人一人、会社一社一社についてマイナンバーを義務化すれば大部分で複数の手数が削減できる。税金の補足を免れるような期待と申請届出の軽減への期待を同一に考えることは、どこかに不都合、不正が生じる可能性があり、いいとこどりはないと断じたい。

<その他>

- ・企業が関わる社会保険、年金、登記、課税等に関し、オンライン化が進むとともに一部、押印が不要となった書類が増えてきたのは利用側にとっては好ましいことであるが、いわゆる縦割り行政の弊害として、同様の書類を各行政庁に対して重複して提出しなければならないこと、データを直接、行政の担当の方に電子メール添付送信させていただけないこと等がある。これらを一元化すると、発信側はもとより、受信側も加工が容易なデータを(府県を跨いだ)各窓口・審査先で利用することができ、簡便かと思われる。
- ・摂津市では、高圧ガス(経産省)の申請を、消防(総務省)で一元管理が行われるようになっており、他市、他県でも同じように進めてもらいたい。
- ・当社が管理している施設の営繕関連届出(消防用設備等点検結果報告書、建築基準法に基づく定期調査(検査)報告書(建築物、建築設備、防火設備)、昇降機定期検査)の電子化。点検内容に重複項目があり手間がかかる。
- ・保育園や学童申込を電子化してほしい(現在はすべて窓口手続きか郵送)。就業証明書や、子供の予防接種受診情報など、毎年同じ内容の書類を記入する必要があるため個人データとして保存し、変更部分の更新で手続きを簡素化してほしい。

- ・毒劇物の輸入・販売許可などの定期更新報告。
- ・各自治体の観光情報提供フォーマットの共通化・デジタル化により、検索・情報出力の効率化を図るべきである。併せて交通・宿泊機関・その他との連携により旅行者の利便性の向上につなげるべきである。
- ・CIQ 官署で取得される顔認証データの一元化及び、民間の顔認証システムとの連携。
- ・申請／届出に関する様式について、明らかに関連した事項と判断できる場合は様式を極力統一して頂きたい。また、申請／届出を協力会社に委託する場合の「委任状」についても、自治体毎、自治体内の部署毎に様式が異なる場合があるので様式を統一してほしい。

Q 7 下記のような、「現在各自治体に個別に申請・届出しているものが関西広域連合に一本化されれば効率化が図れる」という事例に対し、御社で同じようなニーズがあれば、具体例をお教えください。

(例)

- ①関西各府県に事業所・販売店があり、医薬品、毒劇物の販売・取り扱いを行うにあたり、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）や毒物及び劇物取締法に基づき、取り扱う店舗が所在する府県ごとに届出を行っている。届出先が関西広域連合に一本化されれば、効率化が図れる。
- ②兵庫県内の事業所で発生した産業廃棄物を大阪府内に移動させるにあたり、兵庫県・大阪府両方での申請が必要。届出が関西広域連合に一本化されれば、効率化が図れる。

【例示と同じ回答】① 1 社、②10 社

【例示以外の回答】

<入札参加資格申請>

- ・競争入札参加資格申請（建設工事）都道府県市町村ごとに個別に申請するところと、複数の自治体を一つの申請で賄えるところがある。様式も全国統一でない。また、提出方法も電子システムでの申請、郵送、持参と様々。同じ形式で関西広域連合ないし県単位でまとめて申請できれば効率化が図れる。例）東京都・山梨県・千葉県・茨城県・愛知県・岐阜県・三重県の多くの自治体は1度の電子システム上の申請で他の市町村も含めて申請が出来るので効率的 奈良県・福島県・沖縄県・北海道は持参が多い。
- ・地方自治体（府県市町村）から発注される公共事業の入札に参加する為に各自治体に2年～3年毎に競争入札参加申請（指名願い）を提出する必要がある、関西広域連合管内の府県市町村へ毎年100件以上は申請している。提出書類は、建設業許可、印鑑証明等の同じ書類を添付しているので関西広域連合に一本化できれば効率化（書類、申請手間の削減）が図れる。

<営業許可、免許等>

- ・大店立地法の届出（店舗の新設、改装等）について、窓口担当官庁あるいは官により、判断基準が微妙にずれることがあるように感じる。届出は、店舗の立地する住所により決まるが、届出先が関西広域連合に一本化されれば、効率化が図れるのではないか。
- ・関西各府県に事業所・販売店があり、例えば、スーパーマーケットの歯磨き売り場で取り扱う、入れ歯安定剤は、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）に基づき、取り扱う店舗が所在する府県ごとに届出を行っている。届出先が関西広域連合に一本化されれば、効率化が図れる。
- ・軌道法に伴う都道府県知事への各種認可や届け出手続きを一元化できるとありがたい。
- ・毒物劇物取締法では一般販売業の手続き先は所在地の保健所ですが、製造・輸入業だと都道府県庁になるなど所管自治体が異なる。例えば、製造業・輸入業の許認可権限を都道府県薬務課から保健所へ移せば、申請窓口を統一でき手続きの効率化につながると考える。
- ・高圧ガス・医薬品・毒劇物等の販売・貯蔵関連の届出（高圧ガス保安法、薬機法、毒物劇物取締法）。

- ・たばこ販売（財務局）、酒類販売（税務署）、飲食店営業（保健所）などの免許業務についても、集約単位が拡がれば事務の効率化が見込まれる。
- ・屋外広告物許可申請書。
- ・中継局における「市有財産使用許可」や「保安林内作業許可」の申請について、各自治体に個別に申請しているところを関西広域連合など一か所へ一本化されれば、申請様式や提出先も統一され、各事業者においても申請の省力化を図ることができると思う。

<雇用、税務>

- ・就業規則の申請について現在各事業所にて申請を行っているが、会社で一律で定められているものであり、申請が一本化されれば効率化が図れる。
- ・雇用調整助成金、産業安定助成金について、申請窓口を一元化してほしい。現状、雇用保険の事業所単位で申請するルールとなっており、事業エリアが広範な弊社においては申請窓口が複数となり対応が煩雑。
- ・難しいかも知れないが、社員の住民税について、各市町村毎への届出を、広域連合でまとめてもらえれば効率化が図れる。
- ・地方法人税の納付について、似た様式の申告書を事業所のある府県や市にそれぞれ作成、提出している。計算の根拠となる法人税の所得金額や事業所毎の人数などを関西広域連合で集約して受け付けてもらえると、納税申告書作成の業務が効率化する。
- ・住民税の通知手続きについて、手続きが煩雑なため、関西だけでも通知を一元化する方法を検討頂きたい。

<建設・工事>

- ・施設建設にあたり、河川管理（都道府県）、港湾管理（大阪市）、建設許認可（民間審査）と特定地域の建設においては、種々多くの届出と届出先があり、それぞれが関連したり、バラバラに審査されたり緑化規制などの同種内容を複数の届出先に提出するなど煩雑であり、ワンストップで許認可を扱う機関が設けられると効率化する。
- ・建築関係で、府・県をまたがる事象があるので、手続き的にややこしい。ただし、一本化によって効率化されるかどうかはわからない

<環境・廃棄物>

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請について、現在は各自治体に出向き申請しているが、これを1本化できれば、集約して申請可能となるため、効率化が図れる。
- ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管及び処分状況等届出。
- ・関西広域に中国地方の一部や北陸地方や中部地方、四国地方が組入れられれば、廃棄物の許可申請について、効率化の可能性はある。

<その他>

- ・災害対応では、府県域を跨るケースが多く、関西広域連合主体の取組みがあっても良いのでは。
- ・琵琶湖の管轄が、県、近畿、国と分かれているので一元管理による効率化アップを希望。
- ・淀川流域の管轄も、県、公的事務所、国と分かれているので、一元管理による効率アップを希望。
- ・特殊車両通行許可申請において、国道、府道、市道等各行政に審査が跨ぐので、関西広域連合で統合してほしい。
- ・事例にみられるような、届け出の一本化については、十分注意する必要がある。それぞれ、違反する事業者が後を絶たず、広域化することで摘発等の対策が疎かになり環境悪化につながりかねない。対策に当たっての十分な体制とセットで議論すべき。
- ・関西広域連合で一本化することのメリットはあると思うが、その前提として、「全国で統一化」する

ことの基礎（ベース）が必要と感じる。

Q 8 御社で事業活動を行う中で自治体に申請・届出を行う際、自治体ごとに書類等の様式や申請・届出の方法が異なり、対応が煩雑になっているという事例があれば、お教えてください。

(例)

- ① 工事等にともない道路や河川の占有許可を提出する際、自治体ごとに申請様式や料金収納の方法が異なる。統一されれば、申請の手間・コストが削減できる。
- ② 工場の建設・増設に関する届出や、製造設備に関する届出について、自治体ごとに判断や法令の解釈が異なる。

【例示と同じ回答】 ① 3社、② 4社

【例示以外の回答】

<道路・河川の使用・占有許可、工事>

- ・道路・河川・行政財産等の占有許可申請を提出する際、自治体ごとに申請様式（申請書や添付資料、明細等）、料金収納方法（納付書の発行形態：窓口毎に1枚・許可単位で1枚等、計算方法：四捨五入切り上げ切り捨て・物件個別の積算・物件全数の計算）が異なる。統一されれば申請の手間・コスト（人件費）が大幅に削減できる。
- ・掘削工事や架線工事において道路占有許可の届出を各自治体にする際、測量図面の部数・必要測量箇所が自治体ごとに異なる。統一されれば申請手続きの効率化に繋がる。
- ・占有料の支払いについては、各自治体窓口が発行する納付書1枚毎に手続きを行っている。自治体によっては、税金や公共料金の納付書へバーコードを付し電子化することで、コンビニ払いや銀行等による一括支払いの対応を進めているため、占有料の支払いについても納付書へバーコードを記載することで、大幅な支払手続きの手間・コストの削減が見込める。
- ・送電線下土地において、事業者（ディベロッパー等）が各自治体に開発許可申請を提出するにあたり、当該土地に係る権利者（地役権者）から同意を得る必要があり、当社に対して同意書発行の依頼が来るが多々ある（年間約300件程度）。自治体によっては、当社からの開発同意書に、印鑑証明書を添付するよう求められるケースがあるが、効率化・簡素化の観点から印鑑証明書の添付を不要とすることはできないか。
- ・工事などの申請事象について、自治体毎に申請様式が違う場合があるものの、常に最新版を使用するために、毎回、自治体のHPからダウンロードしているのが現状である。よって、特段、困っている状況ではないが、申請・手続きが一元化されれば、申請の手間・コストが低減できると考えられる。
- ・地下埋設物協議の申請書は各自治体で部数・様式が異なる。統一されれば申請手続きの効率化に繋がる。
- ・公共下水への排水管引き込みなどにより、道路占有許可を申請している物件がある。道路占有許可の期間は、凡そどの自治体も5年単位で許可を頂いているが、占有料の収納は年単位、一括と自治体によって異なっている。また、毎年許可申請内容に変更が無いことを報告する義務がある自治体とそうでない自治体があり、自治体毎に対応が異なっている。

<税務関係>

- ・住民税の通知が自治体ごとに様式が異なる。全従業員に穴あき封筒を用いて配布するが、穴あき封筒に宛名を収めるのに手間がかかる。
- ・地方税の申告書・納付書のフォームの統一。（再掲）
- ・各自治体の納税証明書がその自治体以外でも取得できるようにしてほしい。（再掲）
- ・住民税の管理の統一化。
- ・税務申告手続きの効率化の観点からは、国税・地方税の情報連携や様式の統一（事業所税、固定資産税等）を図るべきではないか。

- ・事業所税の納付書や、法人の異動届の書式を自治体ごとに統一していただきたい。自治体ごとに書式が異なるため、毎回、各自治体のHPからダウンロードしたり 記載内容を確認しなければならない。
- ・法人税関係の届出書様式が、各都道府県・市区町村で異なっており、自治体ごとに作成しなければならない、煩雑である
- ・法人事業税・都道府県民税・市町村民税の異動届出書の様式の統一と提出先の一元化。総務省にて様式が定められておらず、都道府県・市町村ごとに様式が異なっている。実務上は都税事務所が提供している様式で作成して提出しているが、様式が異なる等の連絡が入り、説明して了承をしてもらっている状況。

<その他>

- ・公共事業入札に係る指名願（入札参加資格審査申請）
- ・府県を跨いで産業廃棄物の処理を行う場合、事前協議の必要性の有無などの対応が府県ごとに条例で異なり煩雑なために、府県毎に対応しなければならない。又、産業廃棄物の多量排出事業者の報告書を各府県に各々作成し提出している。関西広域連合で統一してほしい。
- ・登記事項証明書提出先の集約。資本金額や代表者の異動など、共通項目の異動については、主たる事務所の所在する都道府県と市町村（弊社では千代田都税事務所）に提出となると効率的だと思われる（現在は事務所がある全ての都道府県・市町村へ、登記事項証明書添付の上、提出が必要）登記事項証明書の添付だけでも主たる事務所の所在する都道府県と市町村のみとなると効率的だと思われる
- ・食品の加工室を設置する際の保健所への届出、店舗の出店や改装に伴う、消防署への消防計画届、防災設備設置届、防災対象物使用開始届等については、書式が統一されていないが、これを統一することができれば、書類作成業務が効率化できるのではないか。
- ・市町村、都道府県、国に対して複数個所への手続き 例、瀬戸内海環境保全特別措置法にかかる届出について、協議先（許認可）は大阪府、提出先は対象物が設置される市町村。許認可書類は国（海上保安庁）への提出。同案件に関する届け出先の違い 例、土壌汚染対策法に係る切盛土を伴う届出について、泉佐野市分は泉佐野市へ、泉南市田尻町分は大阪府への提出。
- ・保育所入園申請等の時に求められる就労証明書や給与証明書の雛形について、保育所入園申請等の時に求められる就労証明書や給与証明書の雛形を全国市区町村で統一してほしい。各自治体で証明内容が異なるため、証明事項の確認作業に時間を要し、事務効率化が図れない。
- ・消防等の届出を提出する際に、自治体ごとで、届出窓口が異なるので、わかりづらい。区に届出、市に届出、県に届出と何度も届け出が必要。
- ・河川も含めた、土地に関する問い合わせをするときに、管轄がわかりにくい場合があり、問い合わせ先がわからなかったり、手間になっていたりすることがある。
- ・新型コロナワクチン職域接種について、請求先や請求の様式等を一元化してほしい。現状、自治体への費用請求の際、接種実施医療機関の所在する市町村については直接請求、その他の市町村については国保連に請求とされているものの、予診票については市町村ごとに仕分けが必要とされており、仕分けの労力が大きい。
- ・当社は化学メーカーであり、各製品を生産するにあたり法令条例に定められた多くの特定施設を有している。そのため、当然のことながら設備の新設、更新、廃棄の度に各種届け出が必要となる。この届け出に関し、一つの設備に対して届け出先が複数になることがある。ボイラーを例にすると、設置するのに環境局、労働基準監督署、消防署と3箇所の官庁へ届け出を行っており、必然的に届出書も3部用意する必要があるとともに、管理する書類も3部となる。希望としては、官庁同士でデータを共有し、届け出先を1つに纏めていただきたい。
- ・中継局における「市有財産使用許可」や「保安林内作業許可」の申請について、各自治体に個別に申請しているところを関西広域連合など一か所へ一本化されれば、申請様式や提出先も統一され、各事業者においても申請の省力化を図ることができると考える。（再掲）
- ・高圧ガス充填所の製造に関する許可・変更申請において、自治体ごとに要求される添付書類などが異なるケースがあるため、対応が煩雑となっている。

Q9 自治体（都道府県、市町村）ごとに基準やルールが異なるために対応に苦慮しているという事例があれば教えてください。

（例）

- ①自治体を跨いで産業廃棄物の処理を行う場合、事前協議の必要性の有無などの対応が自治体ごとに条例で異なり煩雑なために、対応のための体制を府県ごとに用意しなければならない。関西広域で統一してほしい。
- ②当社のA工場が立地するa市では、関連する条例が多いために工場の新設・増設の際の手続きが多い。当社B工場の立地するb市に比べ、着工までの手続きに時間を要する。
- ③（例えば高圧ガス販売に係る手続きなど、）同じ業務でもA県では府県の事務となっているが、B県では県から権限移譲されているために市町村の事務となっている。市町村で担うべきものと関西広域で担うべきものを整理すべき。
- ④コロナ対応としての外出自粛要請や休業要請において、府県ごとに基準やルールが異なり、府県を跨ぐ事業活動や、従業員の移動・通勤で対応に苦慮した。

【例示と同じ回答】①7社、④5社

【例示以外の回答】

<建築、開発>

- ・特定建築物定期調査（建築基準法）について、行政エリアにおける所管窓口により扱い（調査対象か否か等）が異なり、取り扱いが統一されれば効率化が図れると考える。
- ・建築確認申請の要否に関する基準が自治体ごとに異なる。特に大規模修繕を行う際の基準について基準を統一すべきではないか。（具体例：大阪府と加古川市では屋根の葺き替えを「大規模の修繕」とするかどうか判定が異なっている）
- ・新築工事の敷地内既存構築物の残置に関する届出や対応について、都道府県市ごとに判断や法令の解釈が異なるので関西広域連合にて統一する。
- ・占用料の算出方法について、自治体ごとに基準が異なる（特に道路）ことから対応に苦慮している。
※道路占用については、国土交通省より占用料算出の根拠とすべき考え方が示されているものの、自治体独自の計算方法により算出されることから平仄が合わない。（且つ事業者の負担となり、弊社で言えば関西の託送料金に上乗せされてしまう）
- ・工事申請や製造設備に関する届出では、自治体ごとに判断や法令の解釈が異なり、対応に苦慮している。<例>施設建設に関わる緑化基準や駐車場義務などは、特定行政庁単位で条例が違い、手続きや設計業務が煩雑となる。
- ・開発案件を手掛けるときなど、各省庁やその対象自治体ごとに、似たような内容でありながら、全く別物の補助金の仕組みがある。欲しい部分にはあまりつかず、反対に、不要な部分に大きな額がつくことで、開発がちぐはぐになる場合がある。ひとつの開発に対して補助金の仕組みも一本化等明確にする必要がある。
- ・自治体が担う鉄道に関する補助金の支給に関する基準が、自治体ごとに異なる。
- ・民間活用や賑わい形成事業が進められている公共空間（道路、公園）の民間やエリアマネジメント団体の利活用について、自治体ごとに条例で定めており基準が異なるので、関西広域連合で統一の指針を出してほしい。

<環境・廃棄物>

- ・自治体間で不適切な産業廃棄物処理に係る情報共有が図られておらず、また、自治体から地域企業に対しての説明会等も開催されないため、企業に委ねられている適正な産業廃棄物処理業者の選定がしづらい環境となっている。
- ・環境法規制につきましては、大阪市は法令、条例で規制していることが多く、特に現場の者が対応に苦慮している。すなわち、ほとんどが大もとの法令より条例に抵触するため、届け出、管理監視を行っているが、対応の点において官庁の窓口が多すぎるように思われる（各署から問合せや案内

が届く)「一企業一担当制」を敷いて対応していただけるとありがたい。

<税務関係>

- ・事業所税で賃貸駐車場の納税義務者の判定が、自治体ごとに貸し手側にある場合と 借り手側にある場合があり対応に苦慮している。
- ・住民税の異動届の取り扱い 事由が退職以外での普通徴収への切替依頼をした際、現年度だけでなく翌年度以降も普通徴収として処理するケースと、現年度分のみ普通徴収で翌年度以降は特別徴収として取り扱うケースがある。どちらかに基準を統一してほしい。
- ・事業所税は、市町村への申告納付だが、記載内容が自治体により異なり、申告書の作成に多大な手間がかかっている。申告内容・手続きを簡素化と統一を希望する。尚、事業所税については、弊社が加盟する日本チェーンストア協会は以下の見解である。『事業所税は都市環境の整備及び改善に関する事業の財源に充てるとの目的で地方税法に定められた都市に所在する事業所等に対して課税されているが、目的とする都市環境の整備等の事業内容、費用対効果等については全く公表されておらず、納税事業者として税のあり方に疑問を持たらずを得ない。さらに事業所税は、法人事業税や法人住民税との二重・三重の課税となっているのみならず、事業所床面積と従業員給与総額が課税標準とされているため、地域に店舗を構えて地域住民に多様な就労機会を提供しているチェーンストア業にとっては、加重的負担となっている。このような不合理な制度は速やかに廃止して頂きたい。』
- ・地方税の一つである「事業所税」: 課される自治体と課されない自治体があり、不公平感が拭えないため、廃止してほしい。
- ・災害等による申告期限の延長の手続きについて 本店が災害等の事由に該当する際は、主たる事務所の所在する都道府県・市町村のみへ申請し、後日申告時に写しを添付する形になると制度が利用しやすいと思われる。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令に伴い、2020年3月期の法人事業税・都道府県民税・法人市町村民税の申告について、多くの自治体で申告期限延長の取り扱いが認められたが、市町村ごとに判断の時期が異なっていたり、ホームページ上への掲載の時期が異なっていたり、手続きもそれぞれ異なっていて、実際の制度を利用しづらいように感じた。 災害等の事由に該当しているときは、企業の通常業務は困難になっているため、柔軟な対応をお願いしたい。

<その他>

- ・消防設備工事において自治体ごとの運用基準があり取扱いが異なり、また所轄消防署の判断によるところが多く、自治体ごとに事前協議を要する点で煩雑である。
- ・2021年4月に改正された石綿障害予防規則等で一部簡素化されたが各自治体(市町村)でまだまだ一元化されておらず煩雑である。一元化されるべきである。
- ・ワクチン接種はまさに自治体でバラバラの為、会社で接種状況の管理はしないものの状況把握しづらい
- ・信用保証協会の「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」等の制度を利用するにあたり、各都道府県により提出するフォーマットがそれぞれ違っている。
- ・一般論にはなるが、例えば近隣の開発行為に関する疑問、質問を自治体に問い合わせを行った場合、これは県のマター、これは市町村のマターと言われ、市役所のA課に連絡しても、この件はB課、これはC課、こちらは警察管轄と言われ、あまりに縦割り行政となっているため、問い合わせ側も余分な時間を要し、さらに行政側での相互の情報共有、連携も乏しく、おそらく極めて非効率(無駄な)組織体制になっていると想定する。

テーマ3：広域で取り組まれるべき施策

Q10 関西広域連合が2010年に設立し、広域医療（ドクターヘリの広域運用等）、広域防災等の事務に取り組み、コロナ対応においては、医療資機材の融通や看護師派遣などの連携・調整を行っています。関西広域連合に今後期待することがあれば、ご自由にお書きください。また、関西広域連合に限らず、府県を越えた広域で取り組むべきと考えられることがあれば、ご自由にお書きください。

- ①広域・複数自治体共同でのインフラの整備・維持・管理
- ②まちづくり等に関する計画策定
- ③関西内で拠点・施策を絞ったスタートアップ支援
- ④関西広域での宿泊税による訪日外国人観光客誘致に向けた施策
- ⑤大阪・関西万博開催に向けた関西広域からの誘客や万博会場から他地域への人流の創出
- ⑥防災に関する広域での連携協定の締結
- ⑦関西全体の行政のデジタル化

【例示と同じ回答】①6社、②3社、③2社、④2社、⑤3社、⑥11社、⑦13社

【例示以外の回答】

<広域観光振興>

- ・医療・防災・地域開発・集客の仕組み作り、特に観光資源は関東や他の地域に比べ圧倒的アドバンテージを持つが、その宣伝や交通等の利便性の追求に対して、自治体間の連携が取れていないと感じる。
- ・MICEについて、関西全体での誘致活動の強化。例えば開催地が京都であっても、大阪や神戸に回遊するしくみをつくるなど。
- ・新型コロナ収束後の外国人観光客増加を促進する広域観光（特に大阪・京都・兵庫・奈良における鉄道会社を巻き込んだ連携）の推進。
- ・観光や防災などの分野は行政区ではなく経済圏単位でとらえ、かつ同一経済圏内におけるデータ連携計画の策定、基盤づくりと活用（都市OS間連携によるデータ連携施策等）。
- ・アフターコロナに向けた広域観光振興政策
- ・広域観光に関する計画策定や法整備。関西観光本部機能の関西広域連合への移管、各府県・自治体の持つ観光局、観光振興課等との連携や統合。
- ・関西広域での宿泊税による訪日外国人観光客誘致に向けた施策。

<広域医療・防災体制>

- ・将来の道州制を見据え、医療・警察・消防といった人命・安保に関わる機能から広域的な取り組みを進めることが期待される。
- ・府県の境界付近における医療・防災・災害避難等の協力体制の構築
- ・ドクターヘリの例のとおり、人命救助という観点から考えると、府県を跨ぐ（特に府県境の）消防、警察、救急車、等は広域での活動が必要。消防は既に相互応援協定を結んでいるようだが、広域連合（または国として）法整備、ルールづくりをすべき。
- ・自治体の災害時の避難所の案内・誘導・現場対応等は、住民ファーストであり、インバウンド客への外国語対応での案内（情報発信）や現場対応できる体制になっていない。各市町（府県も）の対応として住民目線になりがちであるため、関西広域連合が域内で防災・避難体制づくりの指針を示し、自治体と調整し一定水準以上の対応が可能になるのが望ましい。
- ・府県、市町村で作成されているハザードマップの統一。
- ・防災に関する広域での連携協定の締結。

<デジタル化、スマートシティ>

- ・全国の都道府県に先駆けて、関西広域連合が行政のデジタル化（二重行政の修正、紙からオンライ

ン等)を示すことで、他の地域の模範例となるよう先駆けた対応を強く期待

- ・行政のデジタル化については、デジタル化＝即ち、都道府県、市町村を越境しているので、全国共通でどこでも同じフォーマットで申請が出来るようにすべきである。住民台帳、確定申告、免許更新、婚姻届け等々。関西広域と区域を限定、独自性を持たせるのではなく、国全体で考えるべきである。
- ・デジタル庁でのシステム標準化取り組みにおける各自治体意見の集約と国への要望。また、デジタル化推進に向けて既にデジタル化が進んでいる自治体ノウハウの集約と水平展開。
- ・特に兵庫・大阪・京都にまたがるスマートシティ設立に向けた連携協定の締結。
- ・社会的注目度が高い分野におけるオープンイノベーションの取り組みの一層の推進を期待したい。例えば 5G 活用による VR の進化は地域の活性化にも大いにつながっていく(仮想体験⇄リアル体験)と考える。

<コロナ対応>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応(特にワクチン接種の推進)。
- ・新型コロナ感染防止対策と経済活性化施策の両立継続。
- ・新型コロナへの対応についての行政単位での比較をしつつ、国民一人一人が平等に安心安全な生活が送れるようにするにはどうしたら良かったか十分検証する必要がある。現役の首長がいることから困難を極めることだと思われるが、教育分野の協力を得ながら反省すべきところを十二分に議論していただきたい。
- ・コロナ対応としての外出自粛要請や休業要請において、府県ごとに基準やルールが異なり、府県を跨ぐ事業活動や、従業員の移動・通勤で対応に苦慮した。(一例:休業要請の対象業種について「生活必需品」の線引きがあいまいで、大阪府で認められなかった書店営業が京都府ではOKだったなど、多数)
- ・コロナ対応において、罹患者発覚後の濃厚接触者の認定や、劇場での舞台面から空けるべき距離の判断など、保健所(あるいは保健所長?)の考えが異なり、都度、当該地の保健所に確認しなくてはならなかった。
- ・和歌山県で他府県の新型コロナウイルス感染者を受け入れる取り組みがあったように、関西広域連合でそのような取り組みを管理・運営していけばよいのではないか。

<まちづくり>

- ・大阪では大阪市、北摂エリア、関西では大阪、兵庫、京都と勝ち組、負け組がはっきりしているが、もっと広域での「まちづくり」が重要。阪南エリアや和歌山、奈良、滋賀を巻き込んで広域での経済発展を考えるべき。
- ・例えば、①IRは、大阪(夢洲)と和歌山(マリーナシティ)が競争するのではなく、共催したかたちで取り組めないか。大阪⇄和歌山の人流の創出。②関西広域での「まちづくり構想」の策定。都市部から郊外への人流の創出。

<大阪・関西万博に向けた取り組み>

- ・大阪・関西万博開催に向けた関西広域での協力体制、インフラ整備・けいはんな地区を地元だけでなく共同で盛り立て、うまく活用して欲しい。
- ・大阪・関西万博とその後に向けたMAASの推進。
- ・大阪・関西万博開催に向けた他県・関西広域からの誘客につき、積極的なPR活動を希望。
- ・大阪・関西万博開催に向けて、関西全域および瀬戸内等近隣エリアを含む広域観光促進のための施策・ならびに予算増額(宿泊税導入を含む広域観光の財源確保)。

<人材・ノウハウの連携>

- ・道路やトンネル、橋りょう、下水等のインフラ老朽化が進む中、独自で対応が困難な中小の自治体

への健全性の調査、更新計画の支援の為、土木・建築技術者派遣の連携を行う。

- ・物流基盤整備のひとつとしてのドローン利用は広域行政でノウハウを蓄積し、平時あるいは災害時における活用を研究していく必要を感じている。

<リーダーシップの発揮>

- ・各県・府同士が前向きに関西の発展のために考え、譲りあうべきところ、協力しあうところを明確にし、強い関西広域連合になってほしい。また、そこには強いリーダーシップを発揮できる人材登用が必要であり、強いメッセージを発することができる人材でなくてはならないと思う。そして、関西広域連合も含め、各自治体には覚悟をもって頂き、住民も主体性を持つことが最も重要であると思う。繰り返しになるが、いかなる改革もトップの強いリーダーシップが必要であり、その行動と発言には責任を持つことから始まるのでリーダー選びを間違えると進むものも進まないと考え

<その他>

- ・関西全体の脱炭素化。
- ・産業廃棄物等の不法投棄問題への広域対応。具体的には産業廃棄物処理業者の違反事案や不適切な事例等を状況別にリスト化して、関西広域で情報共有を図り、適正な産業廃棄物処理業者を選定しやすい環境を整備してほしい。
- ・産業廃棄物の許認可を都道府県別ではなく関西広域で一括してほしい。
- ・自治体を跨いで産業廃棄物の処理を行う場合、事前協議の必要性の有無などの対応が自治体ごとに条例で異なり煩雑なために、対応のための体制を府県ごとに用意しなければならない。関西広域で統一してほしい。
- ・公共交通手段として必要であると位置づけられているにもかかわらず、経営不振に陥っている交通事業者への関与や支援については、その営業エリア内の自治体でのみでなく広域で検討、対応いただければありがたい。
- ・少子高齢化を食い止める動きを広域で連携して取り組む必要があるのではないか。
- ・広域・複数自治体共同でのインフラの整備・維持・管理。

Q11 各自治体の保有する資源（公立の設備、人材、ノウハウ等）について、府県域を越えて広域で共有することで、御社の事業活動の円滑化や関西全体の発展や効率化、財政健全化につながると思われるものがあれば教えてください。

(例)

- ①自社の設備等の検査・監督・指導を行う自治体の専門的な職員が不足し、申請手続きが滞っている。関西各府県で共有してほしい。
- ②コロナの重症患者の療養等を行う高度な医療機関を、自治体を越えて共有してほしい。
- ③人材などを共有することにより、土日祝日も含めた行政対応を行ってほしい。

【例示と同じ回答】②6社、③3社

【例示以外の回答】

<情報・ノウハウ・専門知識>

- ・各自治体のもつノウハウを共有して、施策のスピードアップにつなげる。
- ・各自治体の専門家による勉強会やセミナーの実施。このことにより、人材が育ち、また事例等を学ぶ事により行政手続が円滑になり、さらにはトラブルの防止にも役立つ。
- ・コンテナ不足に関する中央政府や各自治体港湾管理者が有する情報の共有。
- ・公設試の情報（公設試で依頼試験等を行うことがあるが、どの機関でどんな試験ができるか、どんなノウハウがあるか、どの専門の人がいるか等の情報）を府県域を超えたネットワークを構築することで必要な情報を知ることができ、それを活かした業務活動が円滑に行える。
- ・自治体が主催あるいは協賛する講習会・説明会や公的な資格試験などにおいて、資源（会場等のイ

ンフラ、人材、ノウハウ等)を府県域を超えて広域で共有することによって、希望する従業員が勤務する事業所や居宅が所在する府県内だけでなく、隣接する(近くの)府県でも受講や受験ができるようにしてほしい。

- ・例えば、災害時における河川水位や災害状況等情報の広域での共通プラットフォーム化により、設備の通信復旧や 代替ネットワーク配備の迅速化につながる。
- ・各自治体の遊休不動産など工場用地に利用できる情報の共有。

<人材・資源>

- ・関西全体の発展や効率化に関し、特に小規模な自治体で不足しがちな専門的知識が必要な職種については、広域で共有することで効率化が図られるのではないかと考える。
- ・自治体の流動的な人材の行き来については、常に柔軟な対応が必要と考える。
- ・共有というより交流の一層の活発化で自治体間の格差の平準化。
- ・広域で共有化とは異なるが、各自治体は県事務所の職員に加えて、委託業務を受けた方が業務を行っているが、後者については業務や採決が後回しされる傾向にある。人材の活用としては、委託業務の方への権限強化を図って頂き、県事務所の方と同じスピードでの業務処理をお願いしたい。
- ・リソース共有により自治体運営が効率化し、経済合理性がある取り組みは何であれ積極的に推進頂きたい。
- ・各自治体の保有する資源を広域で共有化することとしては医療以外にも、あらゆる分野で検討できると思う。
- ・人材等の共有を図ることで、土日祝日も含めた行政対応を希望する。
- ・連続立体交差事業は、自治体にも事業に精通した人材がいれば進めやすい事業であるが、継続的に事業が行われている自治体(大阪府、大阪市など)とそうでない自治体がある。自治体間の人材の流動化によりスムーズな事業化ができると考える。

<ワクチン、コロナ対応>

- ・ワクチン接種、保健所、保健センター等。
- ・空港で働く企業向けの職域接種について、医師の確保を市町レベルの医師会と個別交渉し確保に努めたが、自治体の接種が優先であり容易ではない。関西広域連合が、必要と認める施設・団体・企業等は、優先的に医師の手配をする等の判断ができる権限をもち実行できる体制づくりが望ましい。
- ・コロナの重症患者の療養等を行う高度な医療機関・入院病床の有効活用を、自治体を越えて共有を希望。

<教育>

- ・公立大学の単位取得。関西圏内の公立大学同士で他大学の単位取得を可能にすることで、お互いのバリューを高める。
- ・地方の強みである農業・林業・水産業を活かした教育、地方大学の活性化など、「教育」や「学術」に力を入れる。

<その他>

- ・運転免許証の更新 単身赴任者など、住民票と勤務地が異なる場合、別の地域においても更新が可能になれば効率的になる。別の地域で更新できるケースもあるが、優良運転者、障害が無い、免許証の記載事項の変更が無い等の条件がつく。
- ・シェアサイクルの広域利用促進。誰もが、どこでも使用/返却できることで、エコな移動方法が広がる。徒歩より移動距離が延びるため、広範囲に経済効果が見込まれる。
- ・産業廃棄物等の不法投棄問題への広域対応。具体的には産業廃棄物処理業者の違反事案や不適切な事例等を状況別にリスト化して、関西広域で情報共有を図り、適正な産業廃棄物処理業者を選定しやすい 環境を整備してほしい。

以上

